八江萩名所圖畫　一

ル 4
3643
1

八江灡城名所之圖

いにしへ慶安承應の間より八江萩八景といへる名起れりそハ鏡江得江菊江柳江藤江萩津江二江三江等の名所をいふ後元禄の比安部春貞山田原欽雲谷等蟠等の三人に仰せて御城下近きわたりを回らし尤奇景ある所々を撰ひ等蟠に図せしめ其の上に春貞ハ歌を詠し詩ハ原欽に作らせられける今の八江萩名所是なり

萩迺屋蔵版

八江 灡城名所圖画

萩迺屋蔵版

昭和廿三年二月二十日購求

門 ル 4 3643 1

灞城名所圖画序

此ふミハ木村ぬし弓矢の業のいとま
ことさらにむかしの跡をたつねうつして山水
のけしきなと絵をもてうつし宮古乃
うるはしきをよろこばれけるかたを
即ち思ふ写しうつされたる其の
まなんはるゝ世に行はるゝ名所図画

新延屋蔵版

のさ毎にといふものきとのありまほひのや
うなれと是もて風土記のかたちしふ
しるまハ物よく志れる情をもいのちを
かけてなつかしとてかいやりすへき
しのいはゆ君と我君の志ろしめせ国
のうちをことごとくつまんは東
岩国山をかおり西豊浦の海を来

萩西屋蔵版

たえてさまよふへそれかしよりしぬ
しらぬ海山をも沖つしまの限りも
こゝろさしもゆきて精しく尋ねある
さんのはうましいはうの跡捨いくれ
やまのうぬいとつきまく年月をかさ
ぬきてはなしをへるましけれいと
くすへ大城の方よりみやこをはなさ

まくるなかりけり是やかの松人
のはく深く入るむ山に隆
いひつ画のめ要もすのそしぬ木
祭ようにへきつきたかし

藤原乃芳樹

浪速崇蔵版
新刻屋蔵版

八江萩名所圖画壹之巻

目録春之部

長門國權輿　神功皇后御幟之図　萩始元
御城興起　萩市坊之總図　本街通
仰徳大明神社 稲荷社　同御祭禮舞樂図　洞春寺
妙玖寺　御本丸橋　有倉松　同圖
御臺所御門之圖　塩止御門　三摩地院
満願寺 二丸天満宮　宮崎八幡宮　同図　東御門
まくりヶ坪　得江歸帆　阿武松原

菊濱之圖　天樹院　同圖　四本松葭池
深野町馬場畨　騎射之圖　中之総門之圖
春日社　同図　妙悟寺　金剛院　同図
明倫館　同圖
巳上参拾七條

灞城新復舊奇景
八江中縱視畫圖
妙自爲天地工
濟灣主人題

凡例

凡此書の序次ハ
大城を首めて越ヶ濵に尾る但し眺望に便ある所ハ序な
らざるも少なからずそハ菊ヶ濵を画くに奈古屋島の遠望
なり渠瀬を図せるに螢火山の風光をとるヶ如し其大槩ハ
春夏秋冬の四時に配りて坊内を經緯し郊外を周旋
に總て七冊を以て全部とす
凡萩ハ其地自ら天府豊饒にして建置沿革を論ずるに堪す
よりて神祠佛宇の壯觀山川原野の景勝ハ画図全く
當今の形象を摸寫にあらハ何ぞと上古の形状を示すへ
き所ハ猶当時の風俗を画く四季遊観男女の服色容
儀ハ今日の時様を標すになん且ハ城下の繁栄をあらしめん
とするものなり
凡方位ハ正位に備ひて彼某の前後是某の左右と互に標す
東西南北をさし志るり観ん人察にあるし
凡風土生産ハ悉く挙るに遑あらざれバ只管據あるを擇ひて志
るす
凡神殿佛院に蔵する所の靈像書画の類なし倭なる漢なる

數種の宝器ハ其大畧を採てしるしたる有名なる伽藍といへとも
なるハ傳記錯乱しまたハ社司寺僧の秘蔵て探り得かたき
きハ載さる事なきハなくして姑く此に漏らし普く人口に膾
炙なる所なくして傳来の久しきものハ即て其儘をのす事惟
談に係り物陋俗に渉るハもとより是を省くまたはこ
なりし新に叢祠を勧請し精舎を建立せるの類ハなほ
まさ此に記録す限になかりす。

附言　　平三岳

此書ハやく天保のある年といふ年の比より思ひ起しかとこ此山川
かしこの野原此古跡を訪ひ何くれと筆にしるしの寺の由縁をと
ふらひて数多の月日をすごしけるハ世の事業にかゝつらひて我なく
此年なかへらなり且ハいとまなけれき業なりけるに筆採のまゝにて
とゞめし故又此にうち出てものせんとおもひつゝと昔ハ板間ありて兩所に
やれたる叢祠も今ハかくかくと鈴の音絶すさなりしの舟花とて
輝くなりにたりまゝるなるハ廟の柱て露霜に巌色なし桃
菴もなき仰行ハ昔やまとかゝのの里に絶やぬなかりなり或ハ田
禄なるハ農頼して古記のきちありしもか所なりねとなとき段め
よそて筆稿のまゝを載するなれちん阿古の海士子のかゝきまかれ阿
武の杣人伐のらしきんもなめれハなれ人の見るとりめて

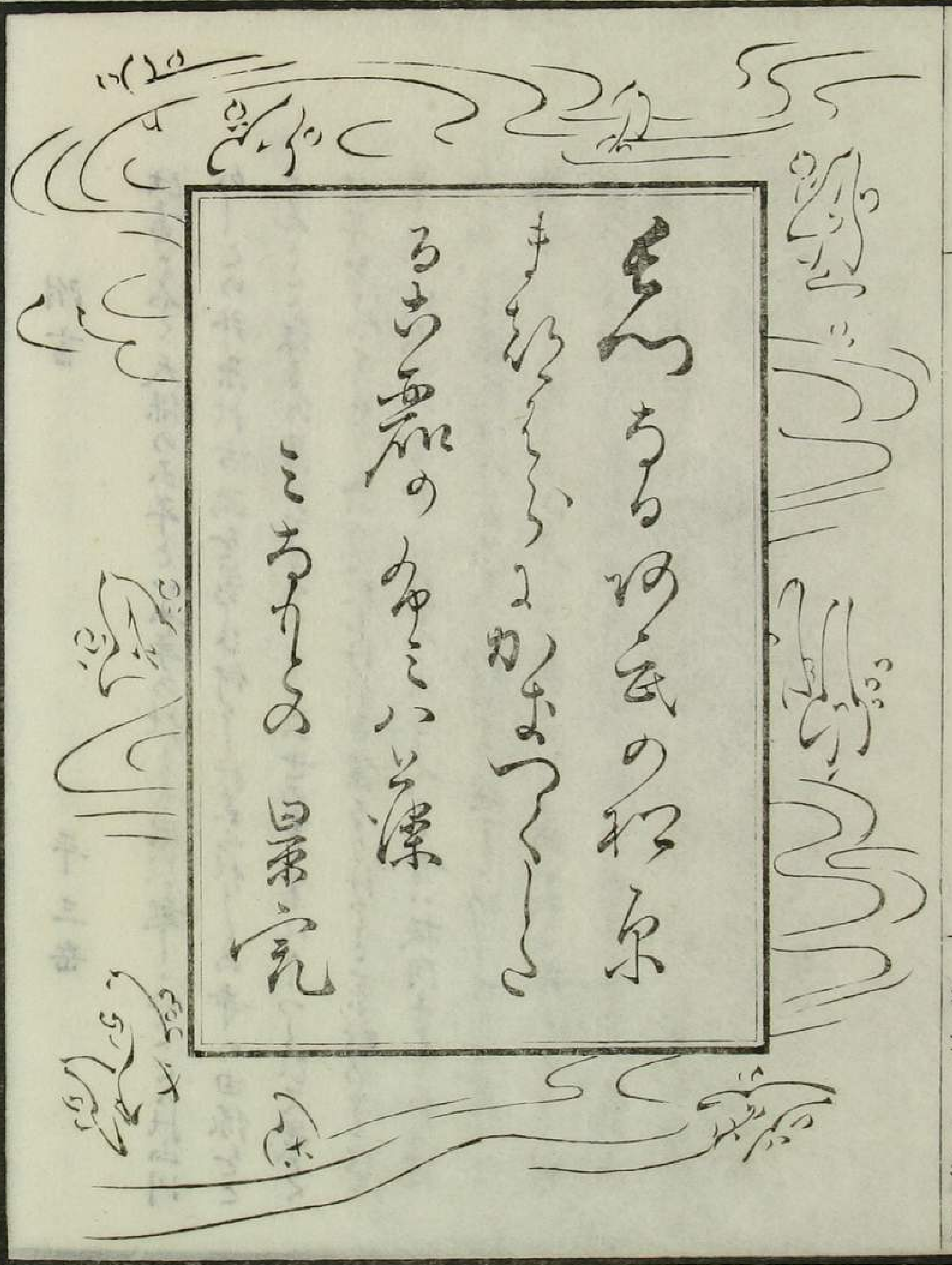

八江萩名所圖画一之巻

木梨恒充 著述
山縣篤藏 補正

春之部

長門國 山陽道に属す國府ハ豊浦郡にあり他ハ美祢郡大津郡厚狭郡三島郡阿武郡以上六郡也古事記穴門に作る旧事記穴戸と書く倭名抄奈賀度とあり 按長門國の濫觴を考るに往古橿原宮御宇天皇神武中國を静謐ましくる時ハ當國の跡みえす人皇十代磯城瑞籬御宇天皇崇神の紀に穴門の号始て見ゆ十四代足仲彦天皇仲哀筑紫の熊襲を静め玉んとて行幸ありける時に豊浦に大宮建営ましくて穴戸の豊浦の宮御宇天皇とさく

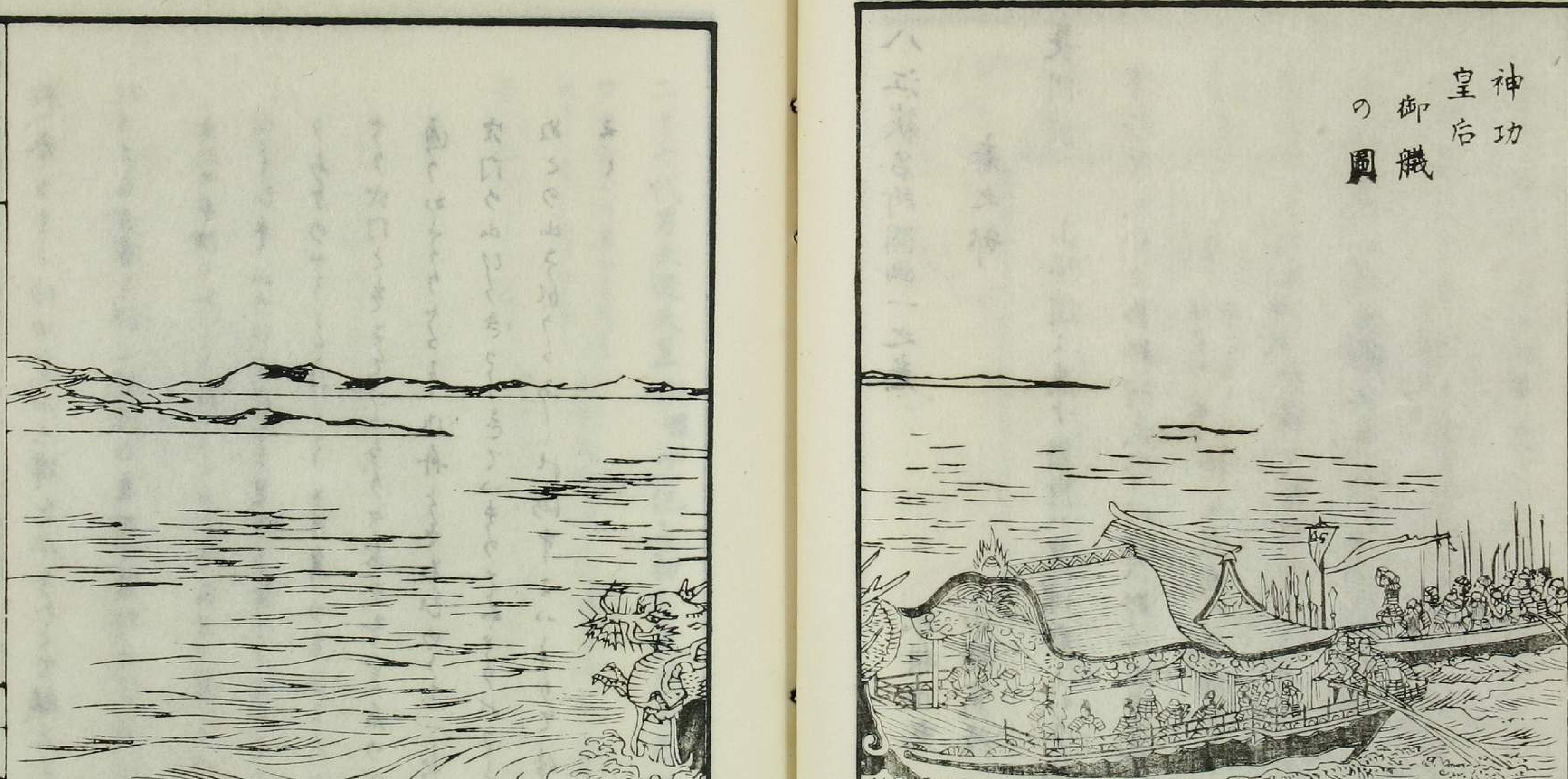
神功皇后御艤の圖

称へ奉るまゝ神功皇后三韓を平らげんとて艤志玉ひし時の御
なりとなん古書に詳也猶源の貞世か道行ぶりに委しくいへり左に記す
穴門の豊浦の都と申侍ることは今の赤間か関とつ目の関との
なかなる山のひとつゞける其中に絶て谷のえちひの跡ある
りあなのやうにて侍るを其の岸の東西に人家しけゝり
なり穴門と申さていふなり又豊ぞを皇后の軍のこの舟
通りかようなるに此舟よそおひのうち一束のほとりに比
穴門の山ひらきつゝきていまのちやとかれつくりまちあ
ぬこの山されから今し此海中にはよりて侍となれり
云々

二十七代男大迹天皇継體の紀に初て長門と見ゆ　それより前の国は穴門穴戸なとの字かゝれしくあまて定まれるもなし
後ハ長門とのみ書り　三十九代近江大津宮御宇天皇天智の紀より續日本紀以下の國史には悉く長門とあり　かくハあれと穴門を長門に改められたる事詳かならねと諸國名義考にも穴のぬき水門なる故に穴門といひしを其形長きゆゑ後にハ長門ともいひしといへり
また鈴屋翁の説にハ穴門の間ちかきゆゑ長門といへるなるへしといへり
かゝる義なるにやいかりけんと思ひしを我師二葉園先生既に考へられたるものあれハ此を後にいへり　さて當國ハ中國にして昔ハ守様目を置れしより其後弘仁九年三月長門の國司を改めて鑄銭司と

なりし貞観七年五月當國に介を置れぬ

八雲御抄國の部長門ハトヨラ ハサトの件に云諸國ハ名のさだまりたるもあり またその名所の中よりこそいひつけたるもありと云々

萬葉

秋八月二十日宴右大臣橘家歌四首

長門守巨曽倍對馬朝臣

長門在奥津借島奥真経而吾念君者千歳尓母我毛

人丸六十余國をよめるうちに

家集

海のなかときハに入てかつく蜑も人にハあまひとなかりけり

長門國号名義畧文左にしるす

長門といふ國の号これらと古書にハ正しき所見えすたゞ古事記傳巻廿七に穴戸ハ長門の國と豊前の國との間の海門にて筑前國の北面海より山陽道の南面の海に入る門なりまた同書巻三十に穴門の事日代宮段傳廿七に委くいへりとハその國名にて今の長門國なり此國の名書紀崇神巻欽明巻なとにも皆穴門とあり孝徳巻にもあるハその比まてハ長門とハいはさりしなるへし 長門とハ何の御代に改められしより詳ならん彼穴門の間長き故に長門とつけられしなるへし とみえて上代にハ穴門といひしを後に長門と改めらるものとおもへられに依て諸國名義考よりと穴のごとき水門ある故に孝徳天皇御代まてハ穴門といひしを其形ちれ長きゆゑに後にハ長門ともいひしと

長門國全圖

此二ツ引ヨリ北長門國
南穴門國

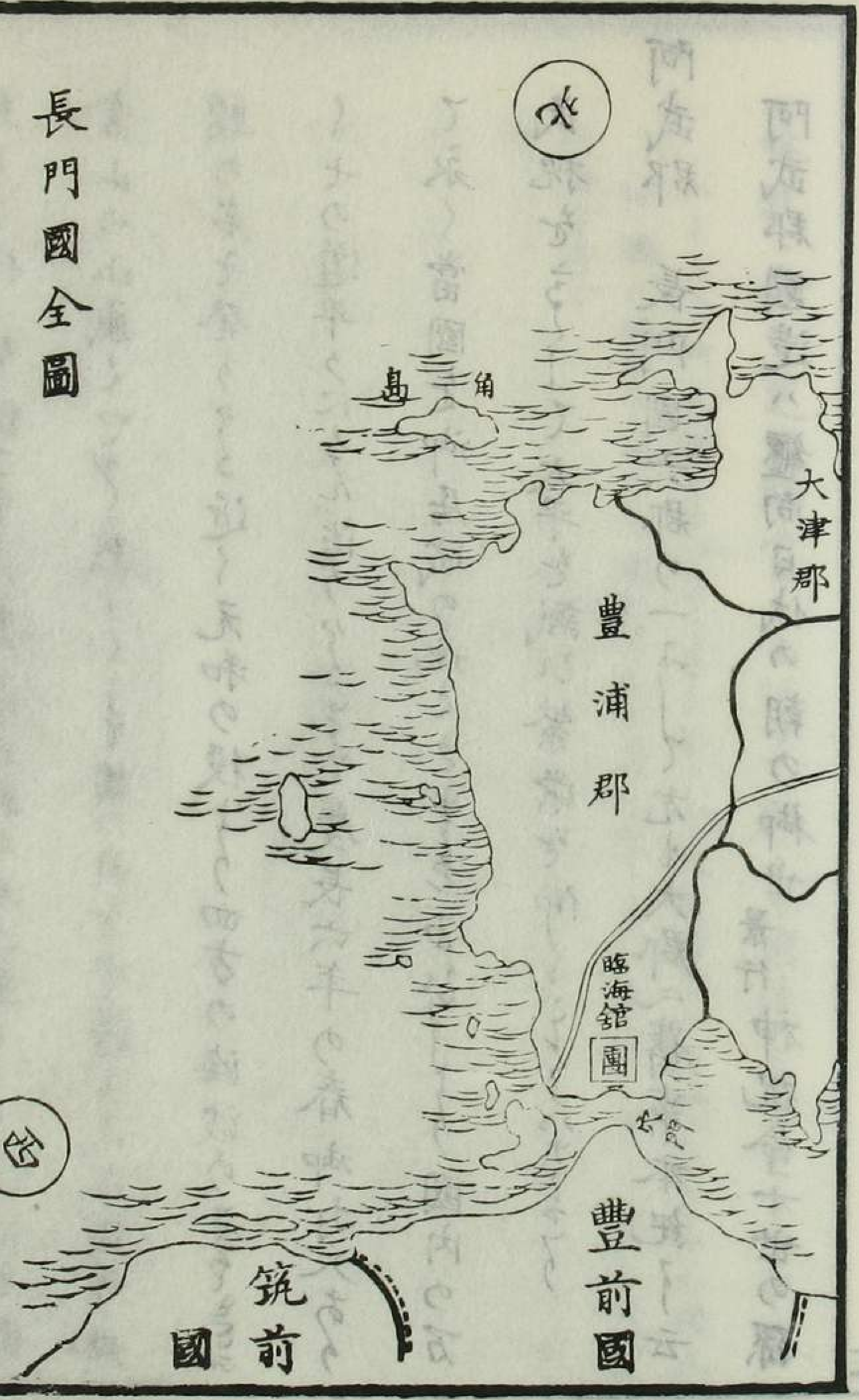

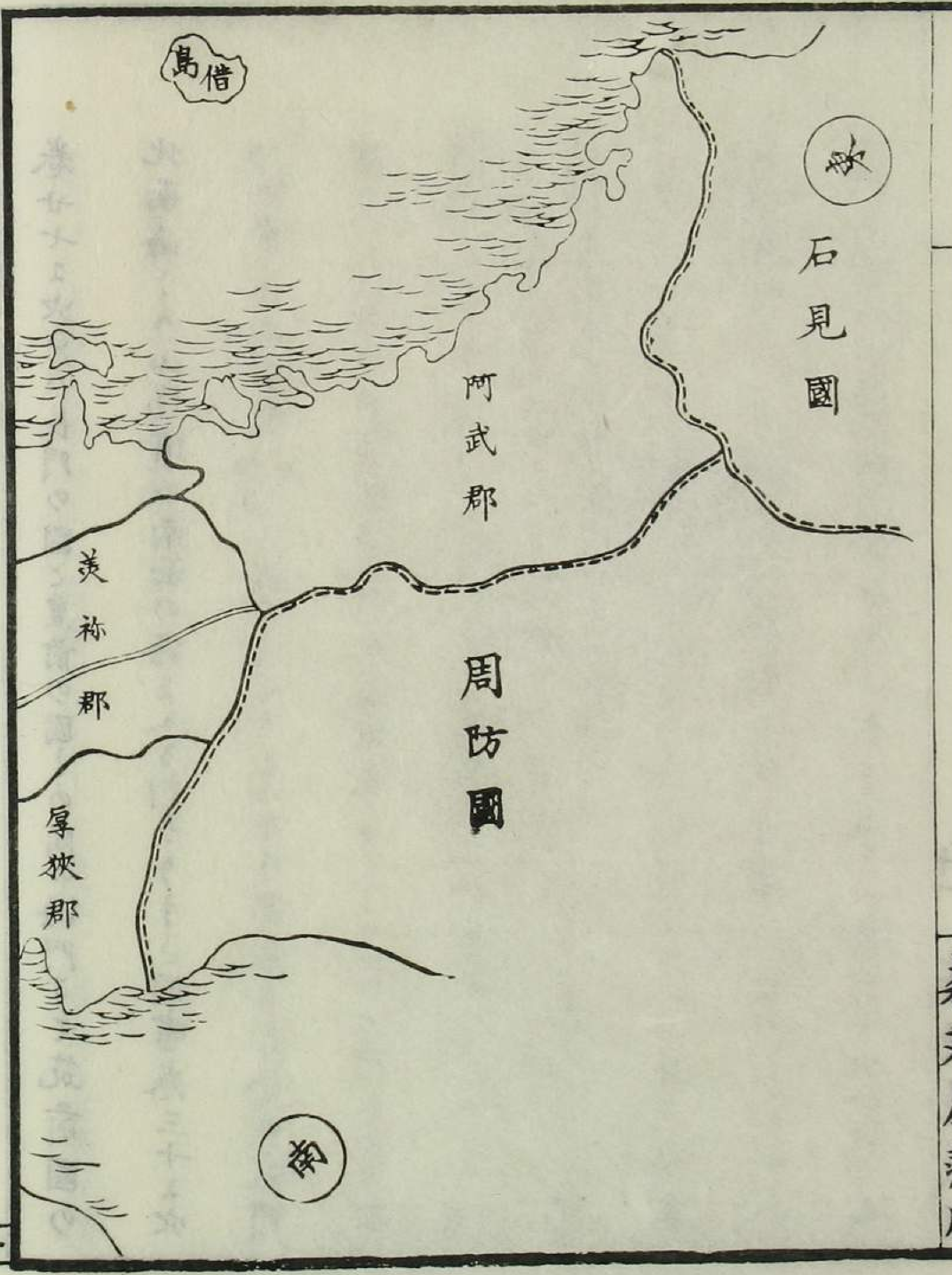

といへり

夫より代々を経るまゝに壽永の秋の木の葉ちりぢりに乱れ鎌倉山の山颪いよいよ烈しくして國の司を守護する庄園の地頭の名を発りたる近く元和の役より四方の海波のさわぎもなく七の道平らかにをさまりたるさて慶長六年の春御打入ありて永く當國を御居城の地とさだめたまひしより國内の万民枕を高くして太平を謳ひ繁栄を仰ぐことゝハなれり

阿武郡　長門國六郡の一にして尤も大郡之舊事本紀ニ云

阿武郡國造ハ纏向日代の朝の御世（景行）神祝命十世の孫味波ゝ命を定め賜ふと云々とありて郡にも國造を置きたる事多し（いにしへハ阿武國ともいひしなるべし今大和國なる吉野を吉野の國又初瀬の國なともありて國造も今の國の数よりハはるかに多しされハさも初瀬吉野に同じかるべし）凡東ハ石見國に隣りて徳佐郷野坂を限り北ハ多万郷佛坂を堺とし南ハ三頭山（是防長石三州の境なり）地福郷佐波郡柚子村を環きり西ハ三見飯井村を帯して大津郡に連なる是を阿武郡四至と定められたり

萩

阿武郡椿（都波木とも）郷にあり（寛文の比阿武郡を十八郷にわかつと椿八幡宮傳記に見えたり）或書に阿武郡波岐の郷とありさて萩の地を上古の島の榛原は舊跡といひて今川島といふも此号の残りたることといへれと島といふものに據あれとも榛

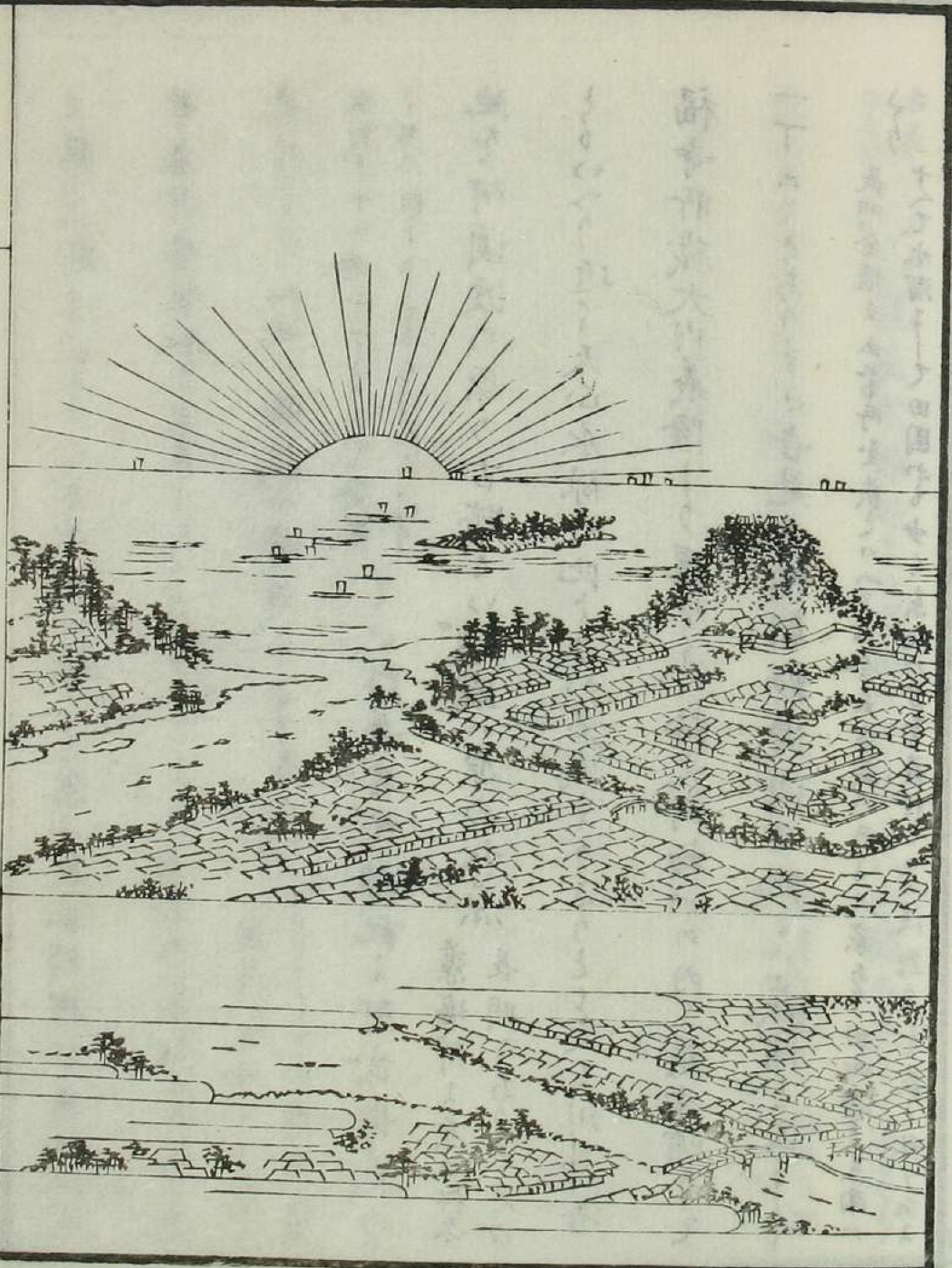

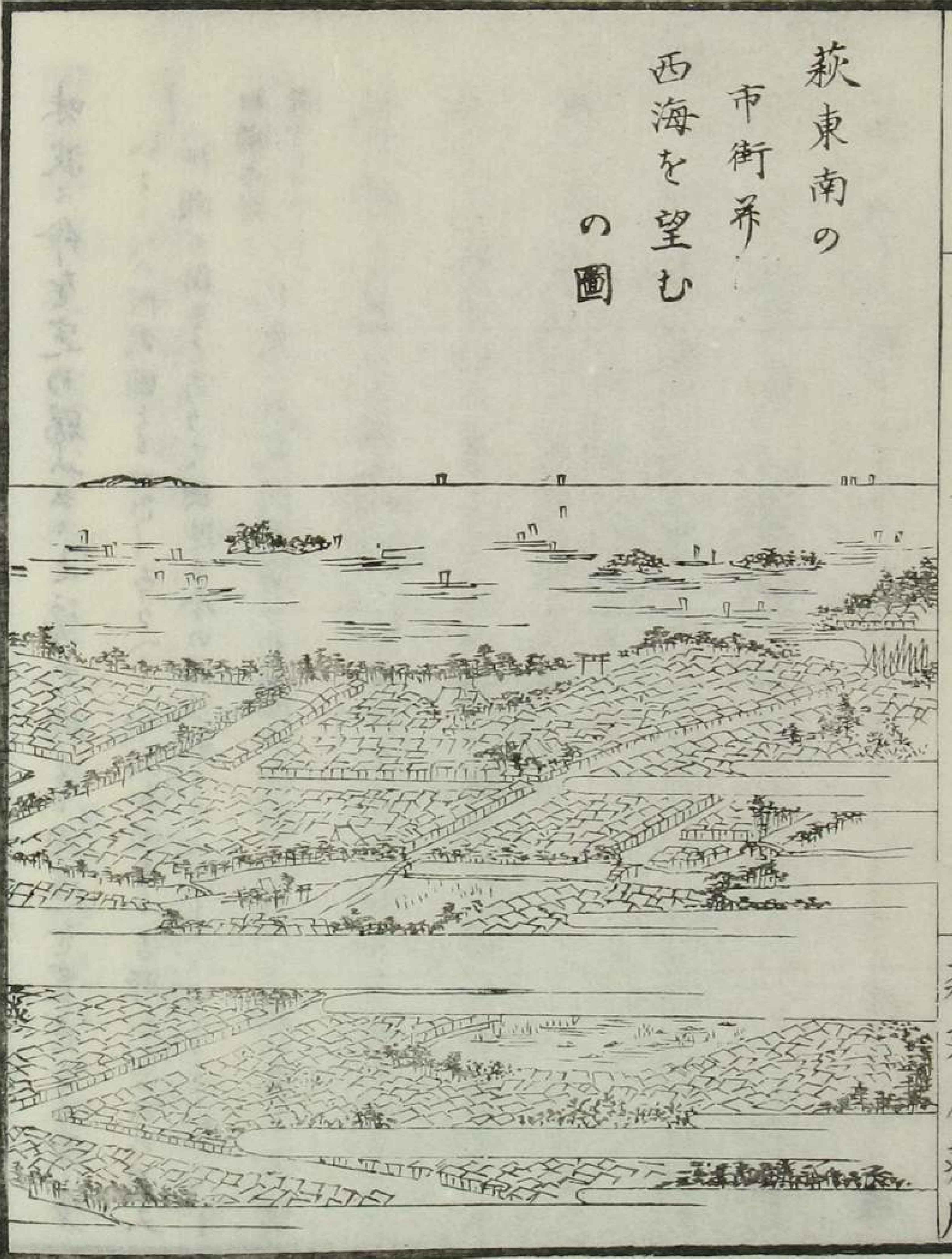

萩東南の市街并西海を望むの圖

と萩とハ聊かかへりて万葉集の歌にも思子之衣将摺尓爾保比古
曽島野榛原秋不立友とありてはりときと音のかよひより誤り
来れるにて此地ハ猶萩の繁茂しけるなるへし 或人ハ波崎にハあら
波打よする崎といへるにて今書きしるしや韓海万里
さなの改まりけるなりんといへり まさ防長名所雑記に阿武郡萩の
地を阿須波の原の古跡といひ或ハ原の松原 藻塩艸に原の松原長門にありとみゆ
ともいへり近く天正永禄の比よりハ名定まりけりとみえて川島善
福寺所蔵大内義隆より賜はりし証文判物なの内に萩津浦とて
一丁云々とありまた吉見元頼朝鮮渡海日記にハ萩浦と志るし
たり 長門金櫃に云当所を萩といふてハ今云古萩の内に人家あり田町通り東南ハすべて水溜りして田園なも少く東北の方を萩村といふ後惣名を萩と称すなりに

古萩といふ名のことなり云々 龍蔵寺縁起にハ堀田の庄後にハ牛舗の庄とも書なり
其ハとまれかくまれ萩と云名ハ早くいひ来れるにて 或書を見るに垣田の駅舎今ハ畑より或ハ三位又
ハ篠並なとありて萩といふ所見えたれ按ふに此地古へハ竈の数も少くして里の
名をいふへきほとの地にてハなかりしを因に云今萩を当畠の萩とい
ふハもと川島より出たる名にて当の字ハ当国当郡なとの定なり別当
の萩といふへきを当畠の萩と字をおきかへてするなるへしいまたに省きて
当畠とのみいふハ即て七村の名なりけり

萩といふ證文左にしるす

防長名所雑記
阿武郡椿木郷 都波木
西限玉江坂坤至雲雀山周防國堺巽究
川上源水東松本坂艮猪限峠乾海也

同
島榛原 又波木

西限大泊瀬於保波世俗呼阿衆波世申酉至参見中山坤究玉江郷山田口南限鹿背坂牛未河内入口至巽究川上椿瀬東限松本埣艮至小墾田北兼乾方角限海濱也

同

阿須波原　廣原而萩繁多也

左聚
忘れるなはそ波の原に咲萩の花とちるらん名をそおもふれ　親房

朝鮮日記　下瀬日記とも云文禄二年吉見元頼朝鮮渡海の時家臣下瀬七郎頼直の日記なり

一三月八日につまのをはなちて福井ぜん志ゆうりんは宿にあらされ
法従人出限し支ゐなりしなるひとはとなくうちまきぎうら法萩
あされは船以終に福江文とん夜はなる康ひし支社てほ座隋
そて周防さとはなりし支夫をすぎて十月へは萩法従人

外は寺家社家ありけるまてなり
さて慶長年間九年の春より指月山の今御城山を云麓を開き御城を築かせたまひしより地形廣濶壮大にして今ハ七里計四方を萩と称す東は水川埣西玉江南は坂北猪熊埣を限る大方ハ東南二川を帯ひ二川の事ハ西北其條に詳也韓海に連なれる地にて魚塩の利乏しからぬ御城下となれり
藩中列士の第宅ハ巍々として甍をならべ商貫市鄽の家屋ハ堂々として軒を連ね実に自らなる金地といふへし

御城基立　往古北條上野前司直元居城と云是ハ烏田氏の説也あれと居所当地といふと定めかたし此阿武郡を領知せし人といふにて大井村八幡宮侍記にも北条某と云名あり按ふに直元ハ南朝の為に亡されたる人なり

近く天正年間には吉見正頼居城といへり其後　天樹公御
打入ありて永く御居城と定させたまひしより日に榮え月に壮に
して終に万代不易の城地とそなりける

本街通　椿町大木戸より橋本町御許町唐樋町東田町西田
町瓦町呉服町一丁目二丁目を経て南片川町までの総名にして
街幅九五間余或ハ六間に縮まる所もあるへし　[因云凡城楼殿舎を設るの地ハ鬼門の方を避く是を本朝の故実と云当地よく叶へり当所も唐樋より以南ハ南北を竪町といひ其以西ハ東西を竪町と云横町ハその裏にあるを准してしるへし]

正一位仰徳大明神社　御城二の御曲輪西御門内にて御
山に傍てあり太宮司中麻原氏にて神主吉屋氏藤本氏三
家か番して賛辞を掌る
祭神ハ江家の始祖にして中興烈祖の御霊を御相殿に斎ひ
祀まり　[往昔より仰徳明神と崇へ奉る後邦憲公御時天保元年正一位仰徳大明神と額面の勅字を賜ハる]　當社ハ
宝暦十二年の御再造にして尤壮観の御社なり傳記詳なれと
いとも憚りあれハ省く御例祭ハ九月晦日より十月一日とす
其式尤厳重にて御参詣ありまさ神前において御連歌或ハ
舞樂を奏す此日ハ殊に尊卑の差別なく参詣を許さる

稲荷社　[本社の右にあらふ当社ハ江戸麻布正徳寺の鎮守神なりしを宝暦七年當所へ御勧請ありけり]

仰徳社舞楽の圖

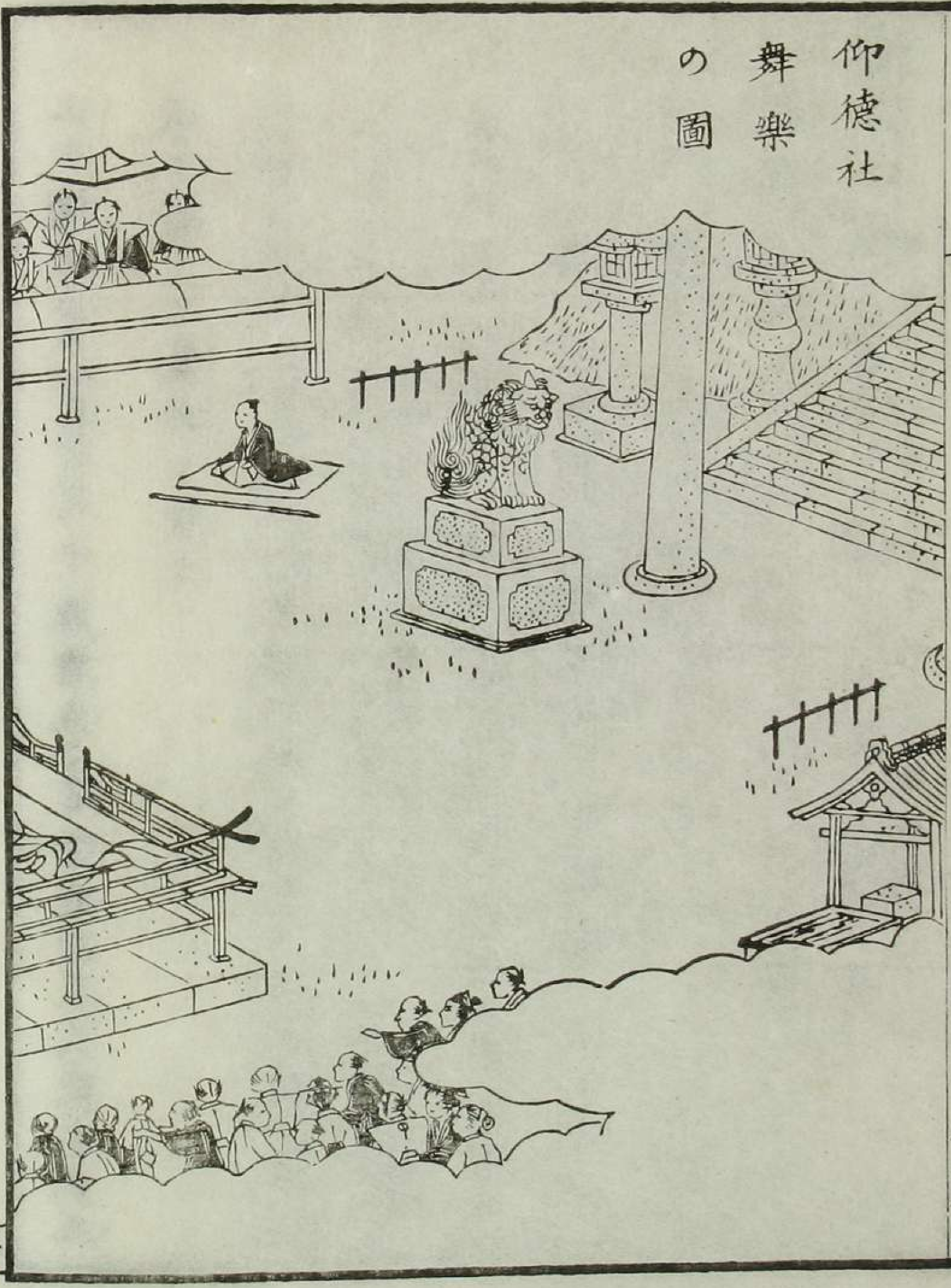

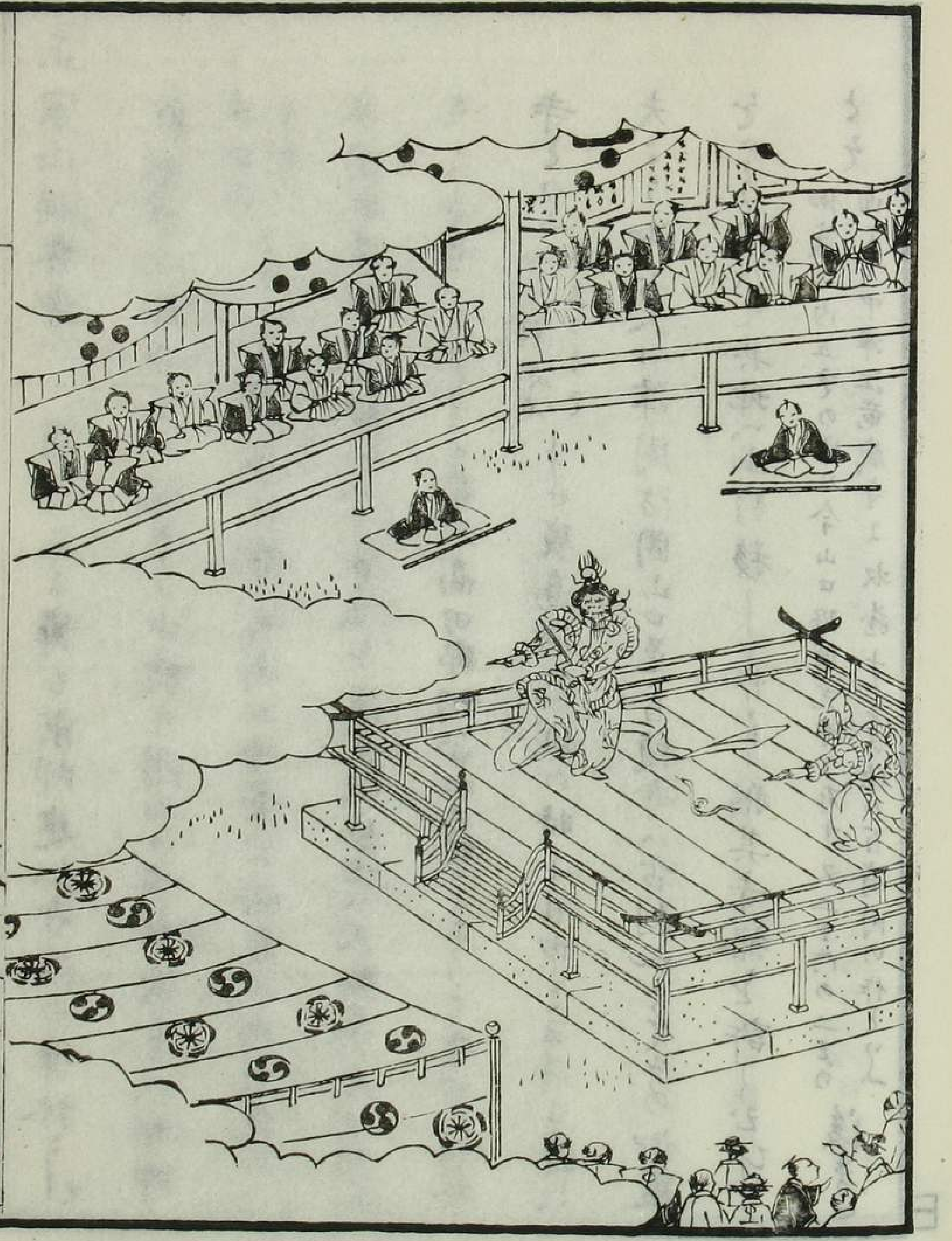

正宗山洞春寺

同所左に隣る京師建仁寺派の禅林にして萩臨宗三箇寺の一院たり中興の開山ハ嘯岳鼎虎大禅師（筑前博多産）また元亀三年の春 天樹公隆景公両君の御再建之本堂本尊十一面観世音菩薩を安置し脇士ハ不動尊毘沙門天あり寺傳に曰むかし藝州高田郡相合山の麓にありて竜昌山洞春寺といふ（今も往礎石かありとぞ） また廣島御築城の時十日市と云所に遷し夫より御打入以降周防國山口邑香積寺ハ古刹なりとてその伽藍をとり用いて其地へ御引移しとなり 猶其寺格を許し玉ひし 後まで とぞ（伽藍の内五重の塔ハ今山口瑠璃光寺に存す又二王門の二王の面とて中津江竜蔵寺に収蔵すその像ハ百済国の作といふ）

慶長八年當所へ轉迁せり当寺に毎歳三月十四日十五日十六日の三日（十四日の早朝より十六日の暮に終る）御國中年中一切の御祈禱として濟家一派の僧侶集會して大般若經一千部を讀誦す（此讀経ハ寛文二年五月六日を始とし已後享保八年より三百部に改られきもとハ廣島の御代より始るものにて萩島宮にて御祈禱の御経轉讀ありしとぞ今に田家ありて此文を持傳へり） 其式殊に嚴重にして此日の参詣人貴賤の老若諸の疫災をのかれんとて市中ハ更なりいかなる幽里遠村のものまでも遠しとせずして来り場に集へり（開山嘯岳禅師を世に万年和尚といふよしハ初筑前博多聖福寺に住職せし時方丈の額に万年といふ二字ありけるより万年和尚と唱ひ来りしまた能書にて手跡をも万年様といひ傳へ御出あるものも万年へとあるもの多し　天樹公隆景公朝鮮渡海の時此院に宿らせ玉ひ所々に御制札をも認させ玉ひしといひ傳ふ）

御霊牌殿　本堂の左にあり　御霊牌　東照宮
御木像　将軍家代〻の御霊牌を安置す　宝物　東坡の筆

顯西殿　本堂より一丁ちかく石壇を上る　洞春公御木像を安置し奉る　是ハ石州銀山長安寺に在せしを写して納めるもの之

本堂額　萬年軒　吉就公御真跡　本門の左内に香積寺開山仏宗真悟禅師の木像并に位牌を安す　永徳元年酉四月十七日遷化とありける大内十九代義弘公木像並位牌を安す　應永六己卯十二月廿一日と録す　是ハ香積寺大旦那たるゆゑ之

鐘銘　畧之

敬白　奉懸寃鐘

長州伊佐別府南原寺常住　大願主　金剛仏子真海

應永九壬午年十月十日

御判物左にしるす　此諸般物尚るいと多し　纔かに一つ二つを採るのみ

将軍義昭公御判物　二通

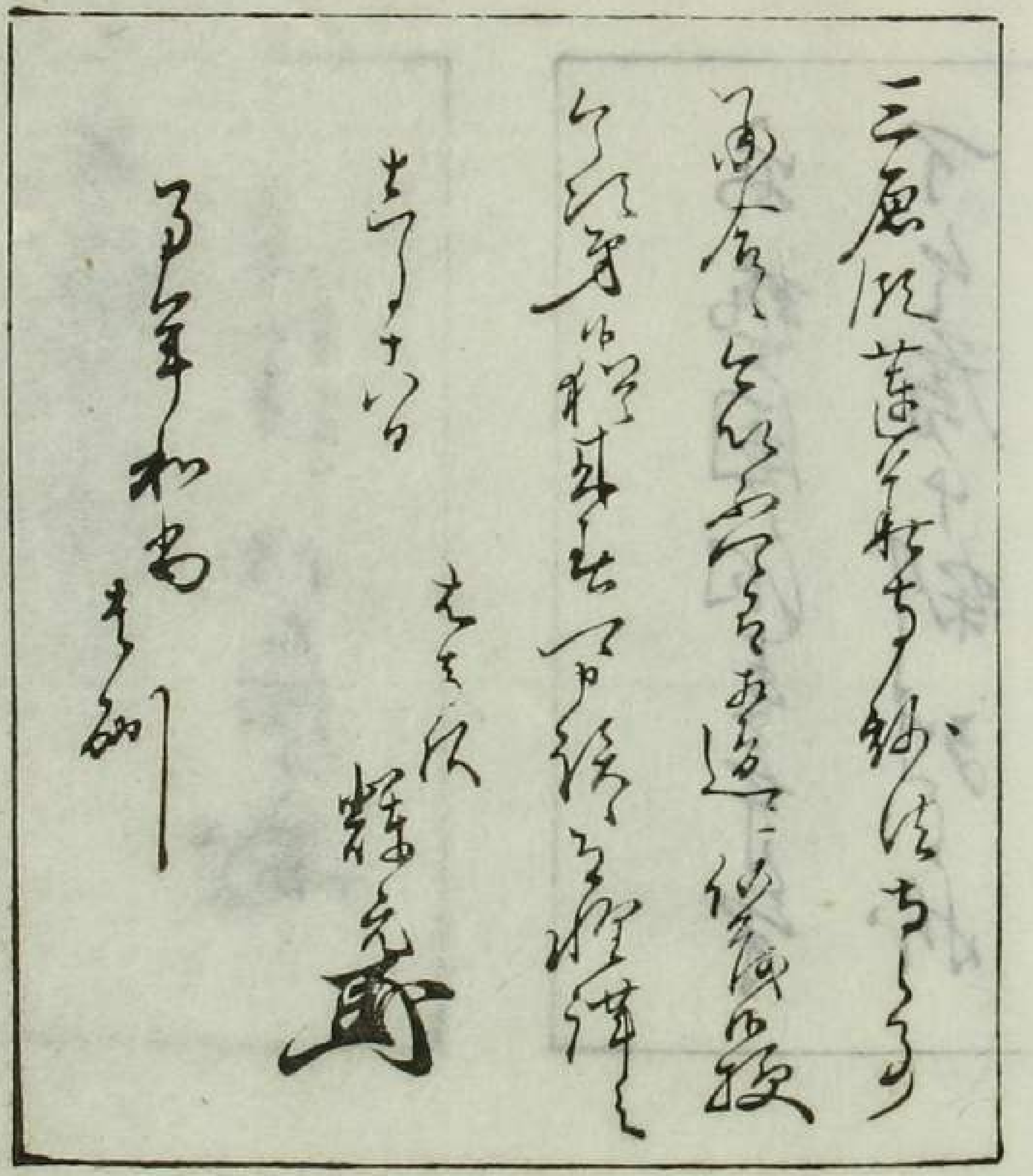

安藝国洞春寺之事
可令為諸山列之状
如件
天正六年
十一月十三日　権大納言（花押）

安藝国洞春寺
可令爲十刹列之状
如件
天正七年八月廿一日
権大納言（花押）

天樹公御添状　壹通

洞春寺之事今度為十刹之旨
以佐々羽紙被申請候
日頼様之為菩提所中興之
手之条殊[illegible]事之候可

御寄進之地所一通之
如件
慶長十年九月十四日　輝元（花押）

金城山玅玖寺　同所より西御山の鼻にあり臨濟派の禅宗にして京都建仁寺に属す本尊ハ釈迦如来にして脇士ハ普賢文殊之開山ハ衡陽慶甫大禅師と号ス当寺ハ始周防國玖珂郡通津の庄に在て長徳寺といへるを天文十四年安藝國吉田へ御引せありて玅玖寺殿の御菩提所とせられより御お入の時住職玄策西堂

御供し来りて慶長年間御再建成る所之（当寺旧地今安藝國吉田にて玅玖菴といへるあり）

公状之寫　　御朱印

一　周防國高山寺
住職之事　任先例
可執務之状如件
文禄二年　十月六日
関白秀次（花押）
玄策西堂

御本丸橋　御本丸門前御堀ニ架る始め極楽橋といひしをよしありて幸橋と名をかへられしとそ（橋の裏板ニ作事奉行井上傳右衛門と録せりと或書ニいへり）近比公令ニ御本丸土橋張番なとあるハ板橋ニいてんとする前を云

有倉松　御本丸御門前ニあり古昔有倉氏某（有倉氏ハ吉見一族）當所ニ居住せし時（旧地今東御門の西にありしと云）一株の小松を栽措きしを數多の年月を経て竟に周圍六囲ニ餘まる大樹とそなれり實ニ名を松よりも高く秀て緑ハ君か恵の蔭と共に深し今ハ方四五十歩ニ跨りて無双の霊樹とハなりけり（長門金櫃ニ云御城御普請の節此松樹ニ日雇の者等割竃衣類をかけしによりて枝葉撓ミ平らに栄えよくなれりしとそ）

塩止御門　東園御茶屋の前濱きはニある御門をいふむかし當所より宮崎社辺東御門のあたりハ玉江の湊ニつゝきて潮の満干の通路なりきといふ然るに御開地の時塩止として當所ニ土塀を築き即て御門を建られしとそいへる則ち号けて塩止御門といふとそ

高峯山三摩地院　昔ハ永長寺と号す同所より少し行て海側ニ在り古義の真言宗ニして満願寺に属す本尊千手観音ハ行基菩薩の作なり阿闍梨真尭房長呼僧都を中興とせり相傳ふはしめ安藝國吉田郷郡山ニ在て江田某の開基といふ夫より天

有倉松
御本丸橋
俗に極楽橋とよ

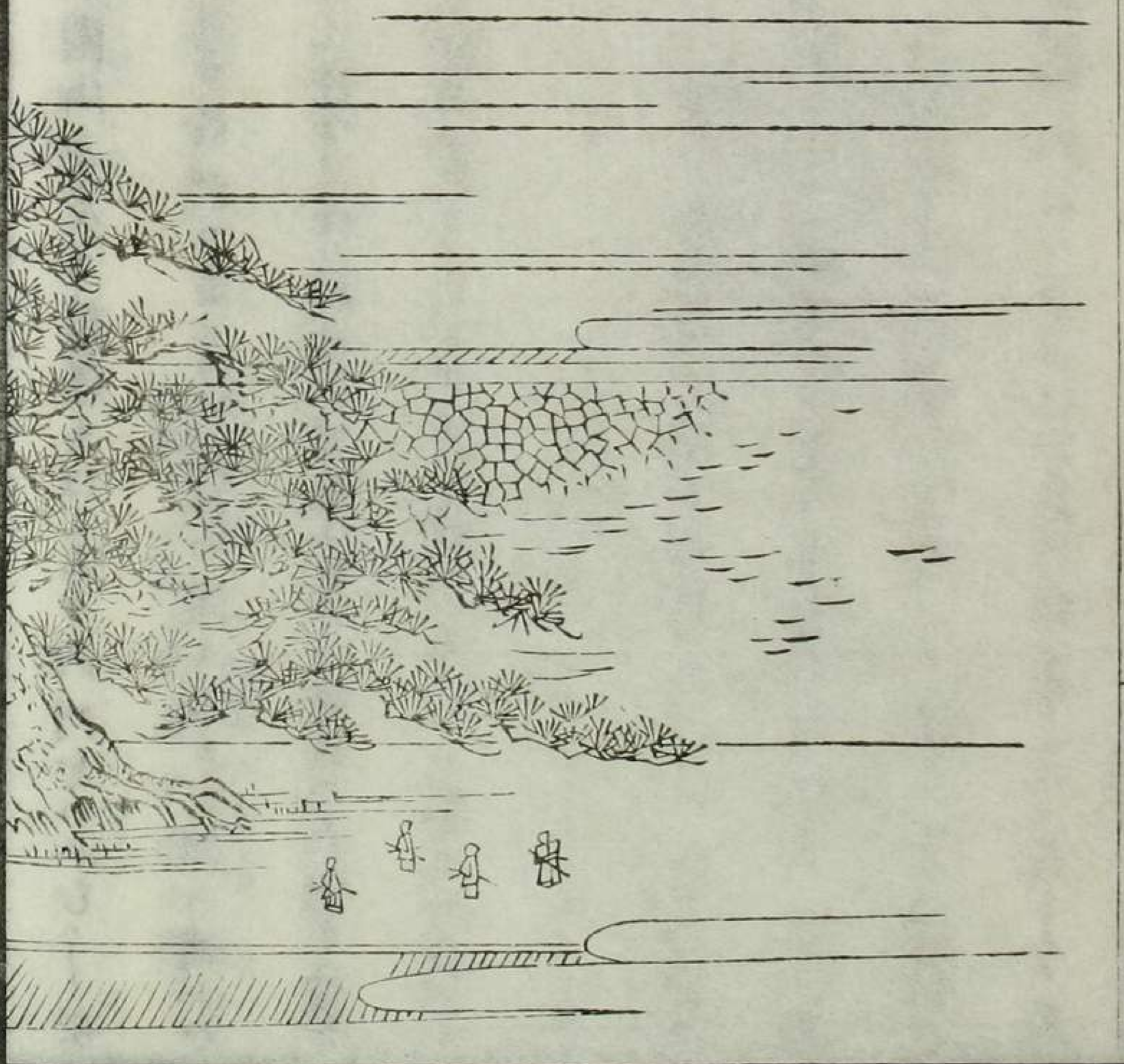

秋延屋蔵版

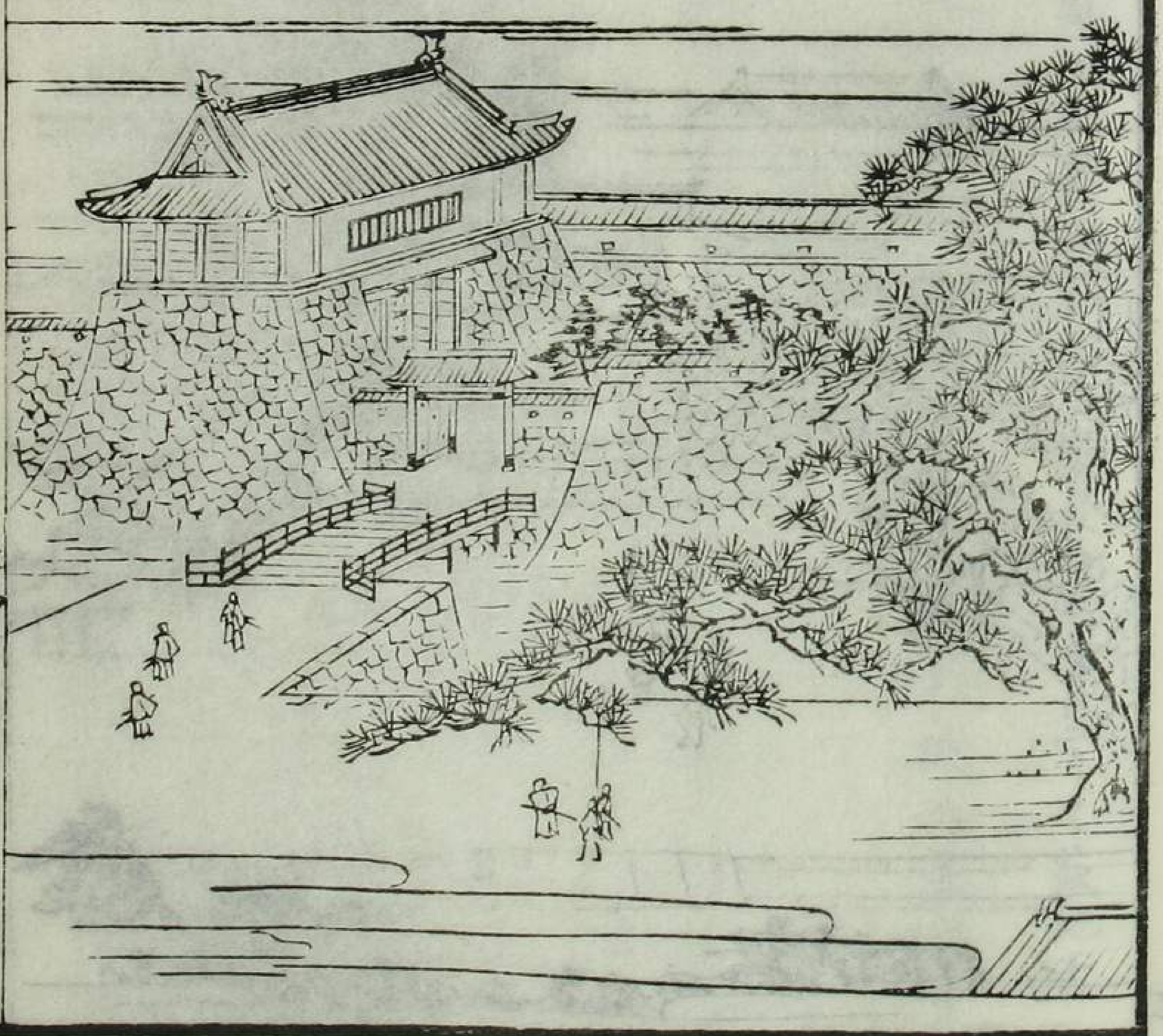

秋延屋蔵版

御臺所御門

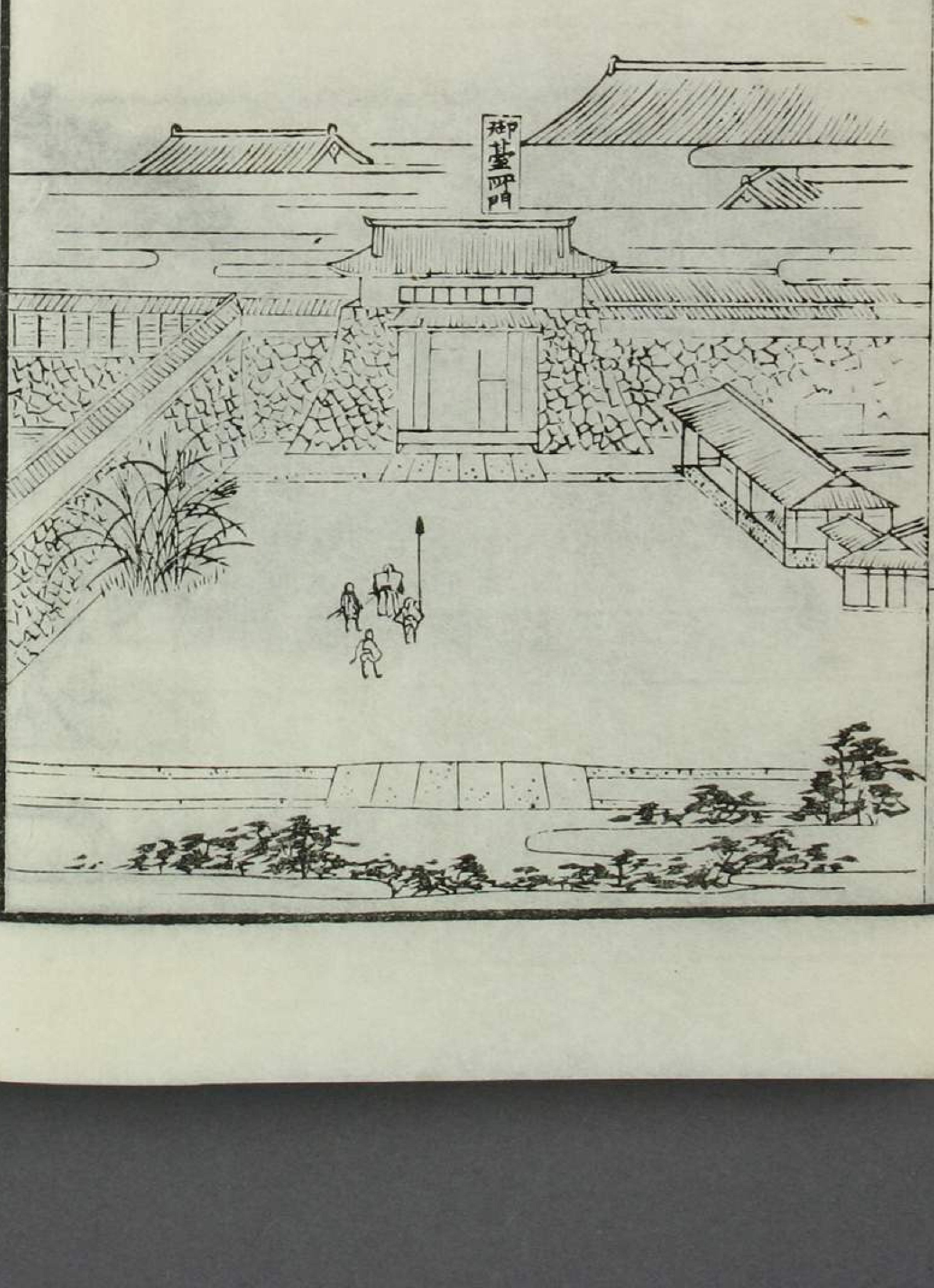

和年中ニ火災ニ罹りて廢頽すのち慶長の末ニ至りて萩地古
春日に今宮社の辺をりみ地を賜ひて再建すのちまさ御城内鬼門守
護の為ことて当処ニ移されらる之
宮崎八幡宮　御山東の片へにあり太宮司吉屋氏神主白神氏
祠官安藤氏奉祀す
祭神　應神天皇　仲哀天皇
三女神　神功皇后　以上四座相殿
社傳ニ云當社ハ往昔治承年中因幡守大江廣元相模國鎌倉
鶴岡より甲州宮碕の庄へ御勧請在し御神なり天文年間に
至り隨浪公元春石見國江の川御先陣まて御勝利を得玉ひ

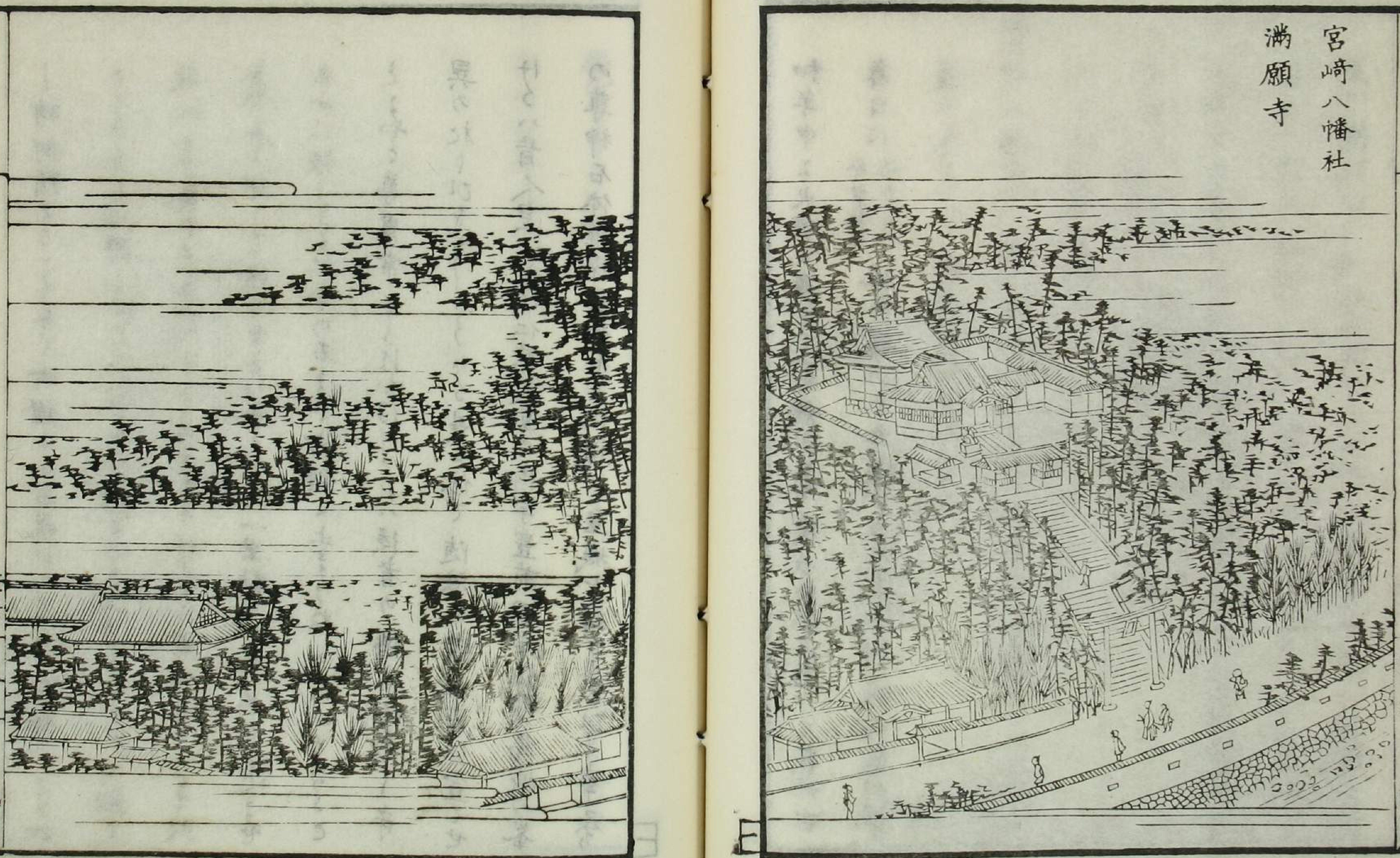

秋田屋蔵版

し時何所よりともなく御鐙に小石飛ひかゝりけるを怪しとも思
かなせ玉はん拂はせて二三丁をも過させ玉ふにまた小石御鐙に
飛入けり是を見玉ふにもとの石なりけるこは奇なる事よとて此
度ハ石に印して捨させ玉ひやうやくに一里計りも御馬を進ませ
玉ふに怪しきかな今の石また御鐙に止まりぬ こハいかなること
とさやと尊慮常ならねおほしけれハ従者の儔もみなし奇
異の相ひをなしけるに是に依て随浪公倩惟玉ひ宣ひせ
けるハ昔人皇十七代仁徳天皇の御宇豊前國宇佐郡馬城の峯
の尊神石体権現黄金石と化現し皇城を輝し玉ひし事承り

覚えさる瑞祥を以て考ふれハされ我〻常に信心する所の
甲州宮崎の庄八幡宮の擁護なるへしとて即て社を安藝國
吉田へ御勧請在て御鐙に入し所の石を御相殿に齋ひ祀り
玉へり夫より後御尊敬昔に倍し玉へりと云後慶長十三年に
所へ御遷坐なしまり本殿拝殿修造結構を盡せり

社宝

鞭一 廣元公より御相傳にて元就公より御寄進
御袋表赤地の錦うらのしめ打紐淡あさか四つうち
真紅菖真黒塗上箱檜木蓋の上金粉にて書附あり

具足一領 勝員皮色浅黄威

太刀一振 菖蒲作り

御再建立棟札左ニ記ス 九三百三十余字畧之

豊豆碩祖　祭祀萬年　大保國祖　德齊亘尓

防長二州大守毛利大宗從四位下行侍従兼長門守大江吉就朝臣

二州執政毛利外記大江就直　普請奉行井上源右衛門就目

同手子　中山忠左衛門　大工主頭　佐伯勘兵衛

棟梁　羽称吉左衛門　大宮司　吉屋刑部藤原重次

天和二戊年八月十五日

傳法山滿願寺　安養院と号ス同所右に並ふ古義真言有部律宗にして防長一派の惣觸頭ニ京師仁和寺ニ属す支院八十一宇あり相傳當寺ハ人皇四十五代聖武天皇の御宇神龜年間の草創にして安藝國吉田郷郡山ニ在て累代顕宗の古刹なりしを洞春公真言御歸依ふよりて覺秀賓幢僧都を當寺の住職とし玉ひ真言尓求勤行不退の密場を開りとむふゆゑニ僧都を中興とすまゝ天正年中仁和寺の宮安藝國嚴島御参詣の時當時住職玄仙法印も折柄詣てゐるを宮御覧して其知識博達なるを察し玉ひ即て當寺ニ代々院家の令旨を賜へり是則永久の規模なり後慶長ニいたりて當所へ迁し御再建なりし所なり

本堂　本尊千手観世音菩薩ハ行基の作にて脇士不動明王
毘沙門天の二尊ハ佛工運慶の作る所也　此本尊ハ益田七兵衛といふ人の守護佛也とぞ
護摩堂　本尊不動明王ハ弘法大師の作なり三島郡百姓其田圃の内より堀出せりと云脇士ハ矜伽羅勢多伽なり
寶物　文珠并画像　雪舟筆
本堂額　法界場の三字佐々木玄龍の筆
鑄鐘一口　天樹公御寄捨
藝州郡山滿願寺梵鐘一本之事
大旦那大江輝元朝臣　家門安全所也
天正六年十一月吉日
大工備州三原住人吉井彦兵衛藤原信正

二丸天滿宮　東園御茶屋の後にあり滿願寺の鎮守神也神体ハ雲谷等顔の筆の御影也元禄年中より御木像となる例祭二月廿五日にて例年御祈禱の御連歌執行せらる是ハ元禄十二年を始とす
東御門　御城より東の方に在るを以て呼けり又世俗時打御門といふそハ御城内ハ更にもいはず諸役所其外へも漏尅(トキ)を知らしめんとて此櫓に太鼓を置れ暁の六ツ時に是を打て御門を開き暮の六ツ時にも是を打て御門を閉ちさせらるゝものあり　此太鼓ハ羊の皮を以て張るものにて銘に大内義弘とありと云是ハ大内家代々の陣太鼓なりといひ傳へり初防州山口香積寺に在しを名皷なりとて出せしものなりとぞ
さくらが峠　同所より北へ二町程行て御藏許と御簡屋と

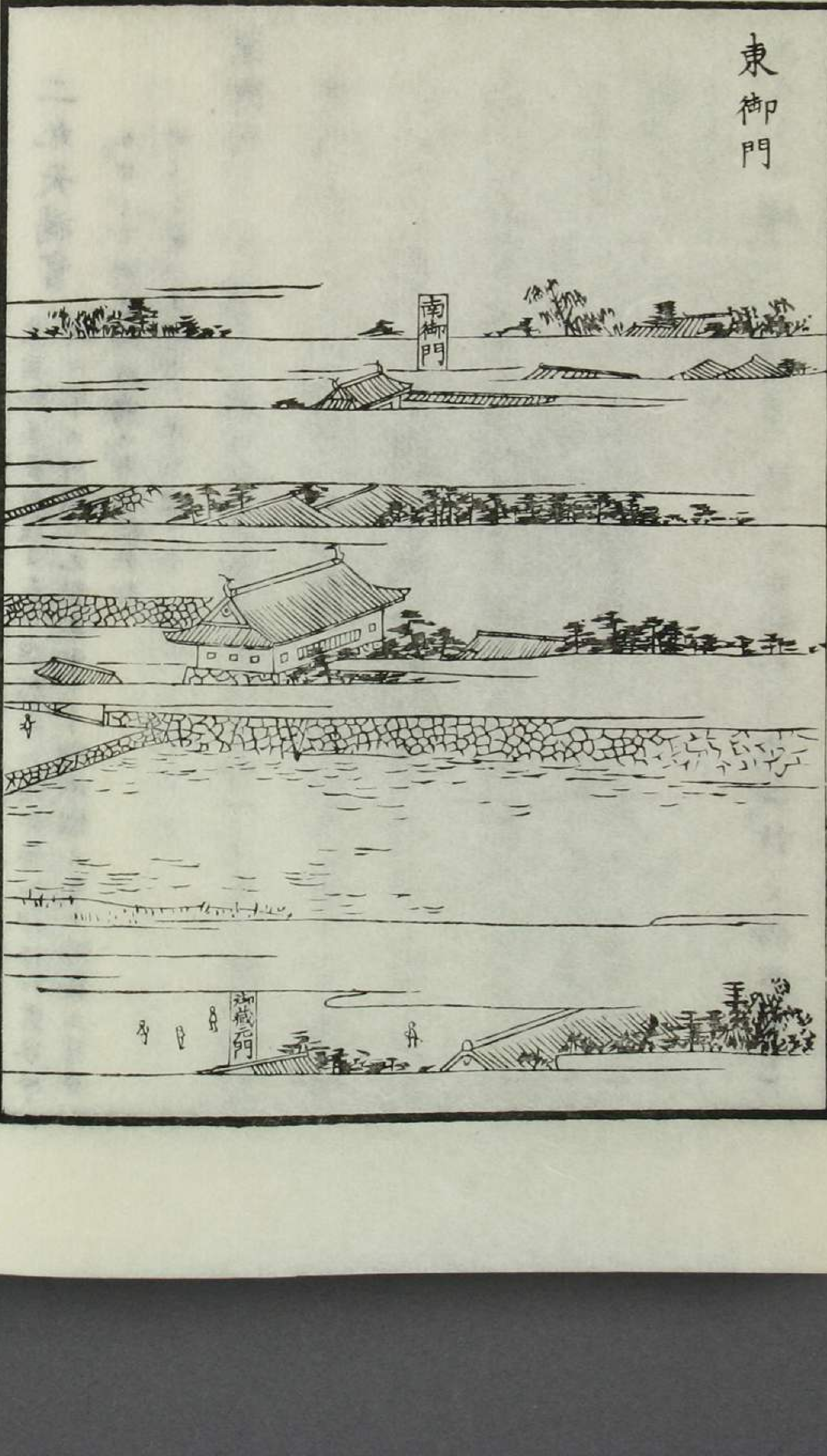

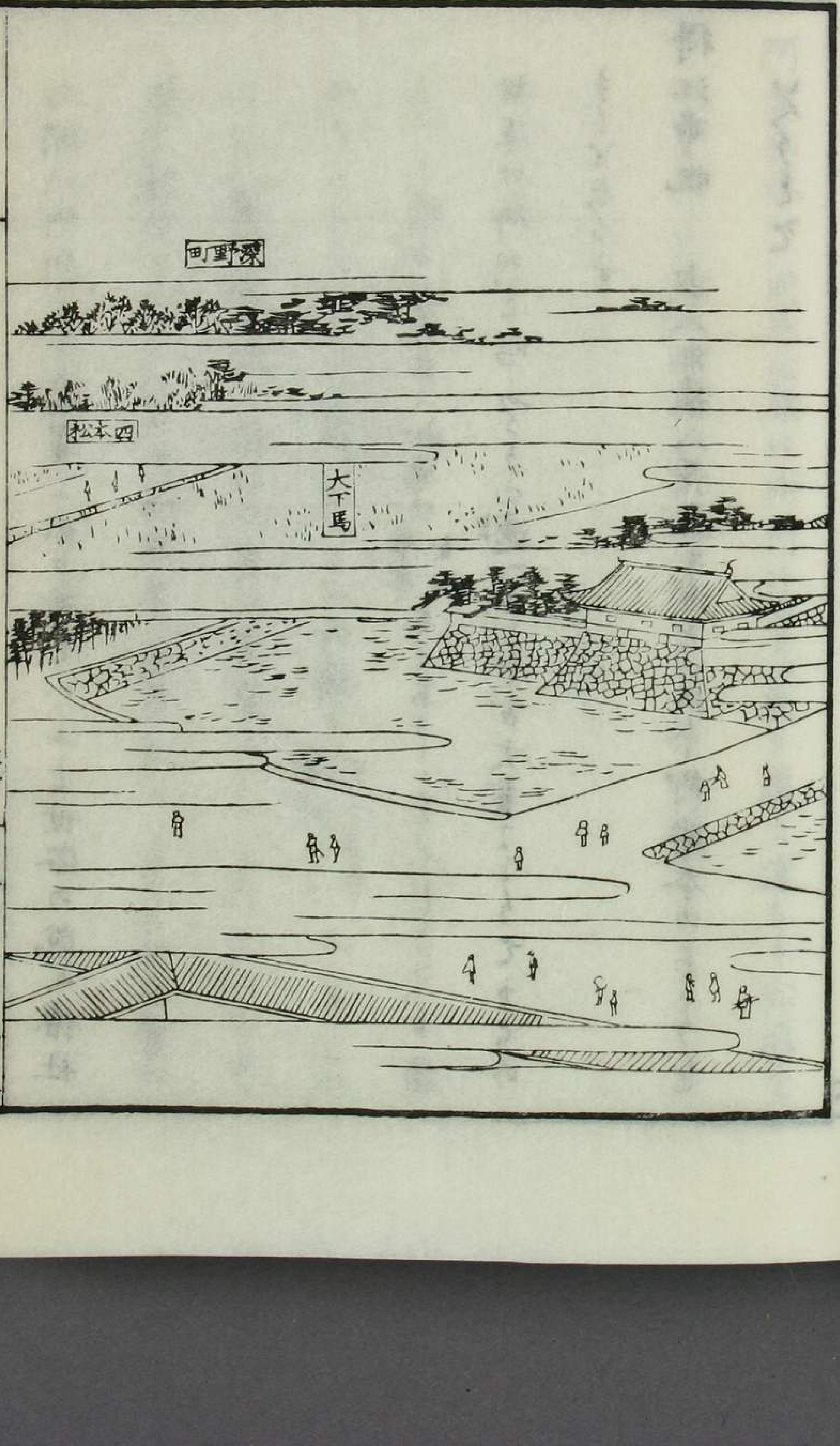

萩延屋藏版

の間此御門より菊濱に出る所をいふと世俗の説之椿社記今萩府と云所に高駒驪濱云々高麗濱云々なとの字を書けり古へ蒙古高麗等の船舶此濱に漂着せしよしなれハそれよりてかく号け初らん近比公よりの御觸に鐘楼なとをいひしときコクリとハなくて橋本松本云々松原口当所を云なとありしを見れハこゝも猶松原口御門と唱ふるこそ適（カナ）へるにや古文書によりてもとのまゝをしるす

得江帰帆　古ハ江萩八景の一なりといふ今御蔵本のあたりをいふとそ

阿武松原　同所松原口御門外より菊ヶ濱に連なる松原をいへりと世俗の浮説まちまちなれとも未た證とするにたるものを見す古き説に當郡大井村湊といへる濱辺につゝく松原をいへりといふ信すへしされハ此萩名所の外なれとよしあるより所なれハ姑く茲にのせそれもむかし阿武松原の種を根引して當所へ栽させ玉へりといひ傳ふるにまかせたるのミにて杜撰の罪免しかたし

名所雑記
松原　阿武郡にあり萩城より三里あまり北の方海辺にして眺望无双の地なり

倭名抄
阿武郡　阿武云く
名寄
長門國阿武郡松原

千載
ちかなしやあふろはくしよ年を經てしるもあらぬ阿武の松原　権中納言經房

金葉
陸奥の松かけしのしたにありなからこころにかかる阿武の松原　太宰大貳長実

拾玉
さあくれんつくしより來やかくるさにあふのれからまち　慈鎮

夫木
掛戸けりかみても松たのおとやまと傍にありてふ阿武松原　季經卿

風雅
ありはらし根てのみそるしもと宵別ぬ阿武の松原　修理大夫顕季

詠る爲か阿武の松原名をとめて我よ穀西よ色城や千景　大納言良教

おもひ立んつくしよれ來よ阿ふれとこのむあふの中川さらら　妙光寺大納言

きてみれは阿武の松原小夜ふけて指月の山よのほる月かけ　西行法師

ちりちるは阿武の松そらかきわけて志けきの山は何とちるらん　よみ人しらす

明應四年十二月十三日長門國住吉神社法樂百首

逢會戀

果はかくつれなき色も此有明かなや一夜の阿武の松原　宗世

この集板よちらしめしくきよめる

阿武松板
語らの声によはのをうへをさかれる世のしらくも阿武の松風　田中芳樹

沙麓山天樹院　大下馬にあり平安寺と号し京師南禅寺派の
禅窟にて萩臨家三箇寺の一字あり開山ハ前南禅言如圓

菊ヶ濱の風景

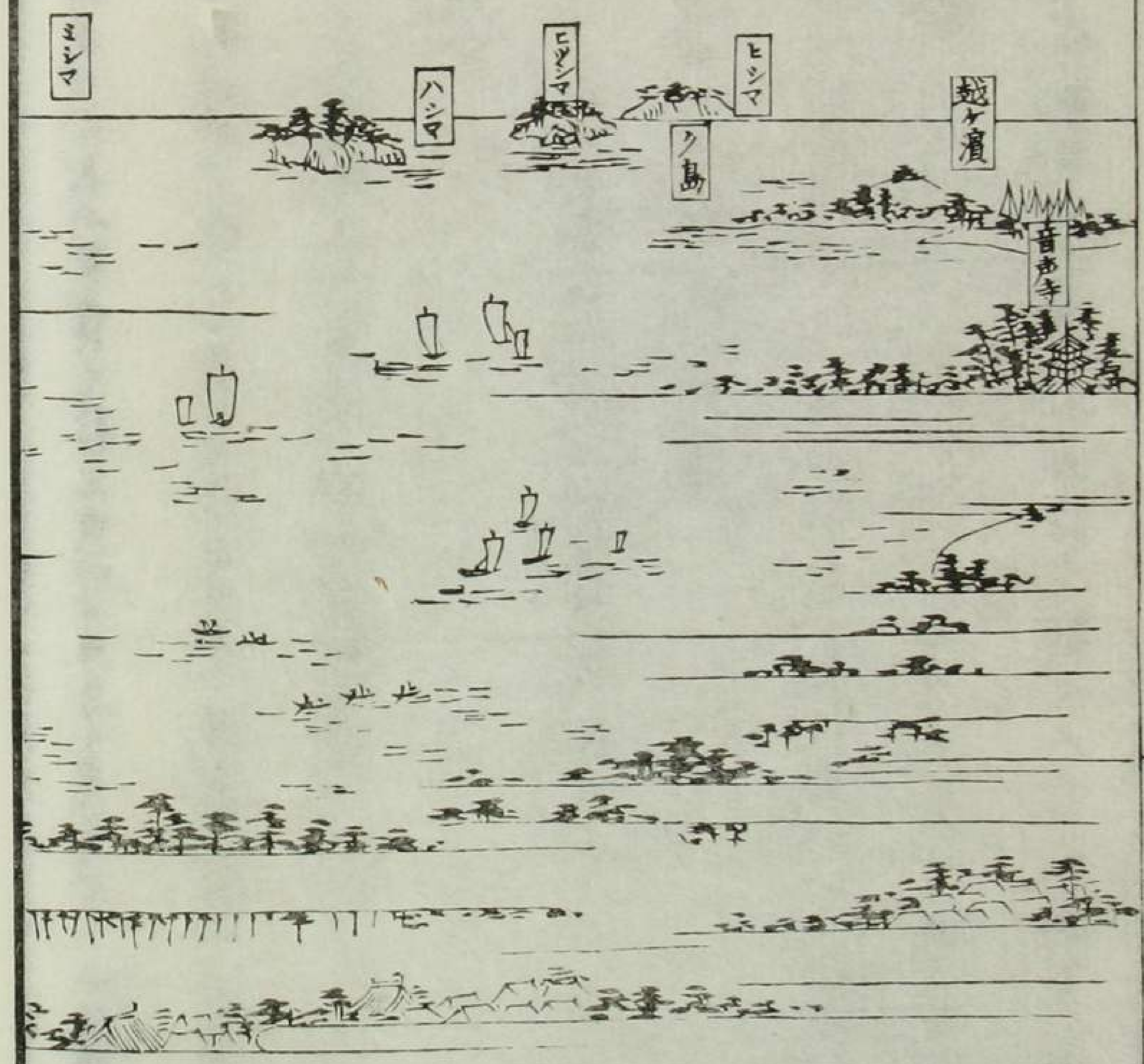

秋田屋藏版

遠近のおい島えしま
行くへりかもめまよふ
浪の夕くれ
よし松

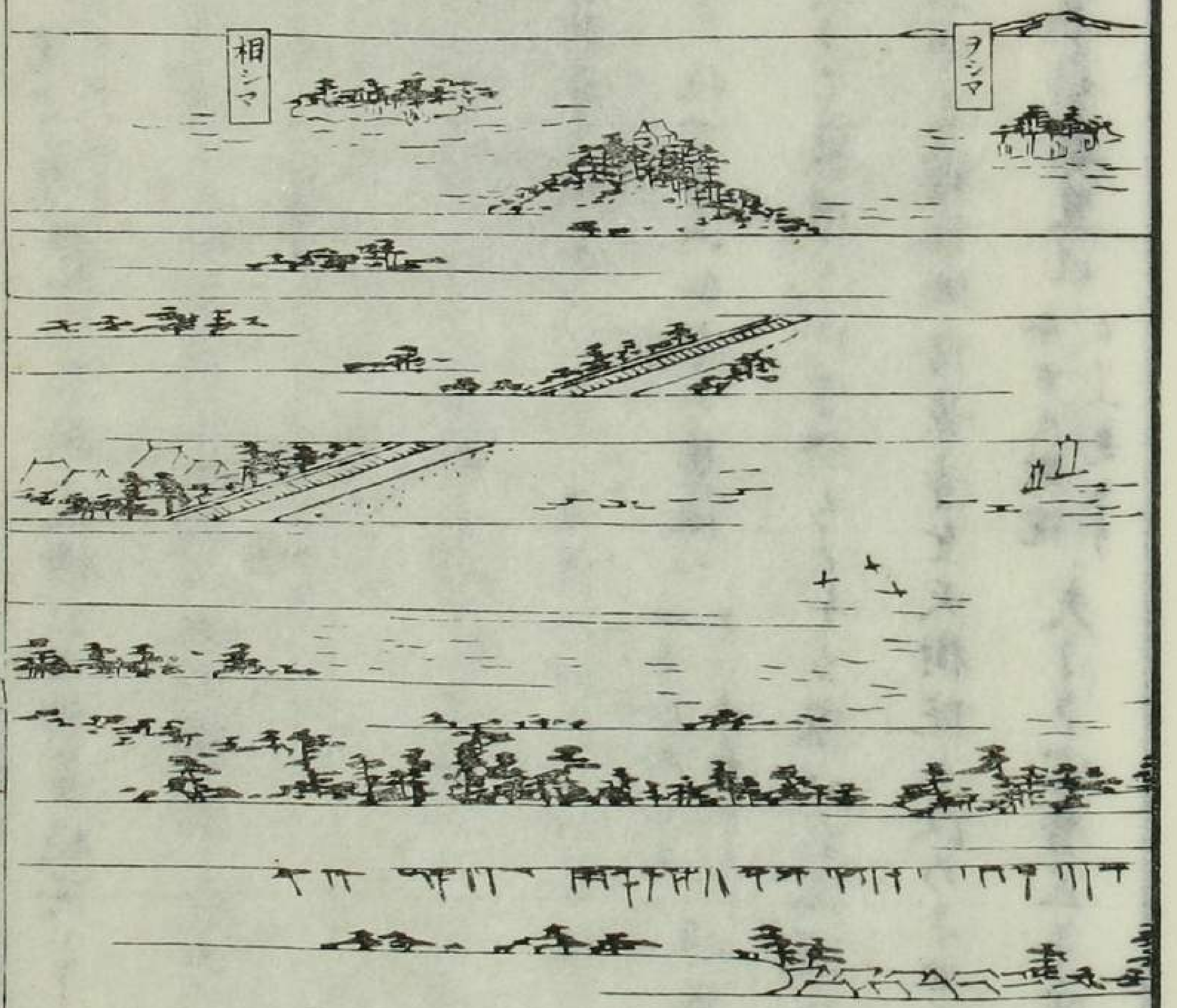

秋田屋藏版

導大和尚といふ（寛永十四年九月寂す）寛永年間　天樹公の御菩提所として
御草創ありし道場にて防長両國臨濟一派の觸頭と定めさせ
玉ふ（天樹院殿御法号ハ都紫野大徳寺住職玉仲大和尚の謚りなる所にて即御寺号とせられたり）
本堂本尊聖観世音并ハ恵心僧都の作にして脇士不動毘沙
門の尊像ハ行基并の刻なる所なり寺傳に曰そもそも當地ハ大
照公御曹子にて住せ玉ふ邸舎の舊地之（四本松御土居といふ是なり）凌天和
年中回禄にかゝりて廢壊し御霊牌なとをも霧口雲溪院へ迁
し奉る貞享三年に櫻江洲隆景寺を天樹院と改めさせ玉ひ
是に御位牌なとを安置し（今古天樹院といふ是なり）夫より宝暦五年當所

へ御再創成て結構巍然として全く備なれり
開山傳に曰言如圓遵大和尚ハ安藝國吉田郷郡山常榮寺大
照國師の徒弟にして諸國数箇寺の住職を経終に當寺にお
いて寂し始言如和尚京師南禅寺に住めりし時博達知識の
名高くしてかしこくも　後水尾院より僧綱の官に任せさせ
玉ふ後當所へ下りし時まゝ勅額を賜りぬ依てかしこけ
れとも詩二首を賦して朝廷に献し奉る此文藻かゝるを殊勝
なりとて　叡感斜ならす即てその褒賞として防長一
派の棟梁をゆるされたりといふ

天樹公御院号之頌并序

雲巖　中國藝州刺史大江氏朝臣毛利巨擘黄門

輝元公作将伐朝鮮國攘斥大明國功成歸國矣一

代英雄後世遺名加之曽咨問佛祖公案愚決擇生

死事大矣頃者遣遠塵添緇山八子需諱与字愚不

獲固辞称法名於宗瑞号道称於雲岩扁院天樹因

製偈一章解厥義伏以所祝者為繁栄遠大壽矣

中岳宗山大一丘　　䫋欹出岫又求由

主人公萬里侯相　　猛虎威風蓋九州

慶長五稔良月如意珠日

前竜阜壬仲七十九齡書于黄梅院

御廟　本堂の左後にあり五輪塔にして殿舎の内に安置し平日簾を巻てあり正月道嚳豆を供す

祖師堂　本尊達广大師を安れ

釣鐘銘　貞享丙寅四月廿七日東政毛利市正就直治工郡司喜兵衛信安　天樹四世天巖圓元謹書　凡二百三十余字畧之

寺宝

涅槃像一幅

絹地にして唐画之長さ二間横八尺五寸背山口香積寺にありしを当寺御建立の時寄進せしものゝ元禄十五年御修覆の時裏に委くあらされたる文あり畧して是をのす

此跋提遺像者永享四年壬子仏涅槃日沙門慶良募緣

寄附于防州某寺寛永之初某寺羅地毀之歎是故

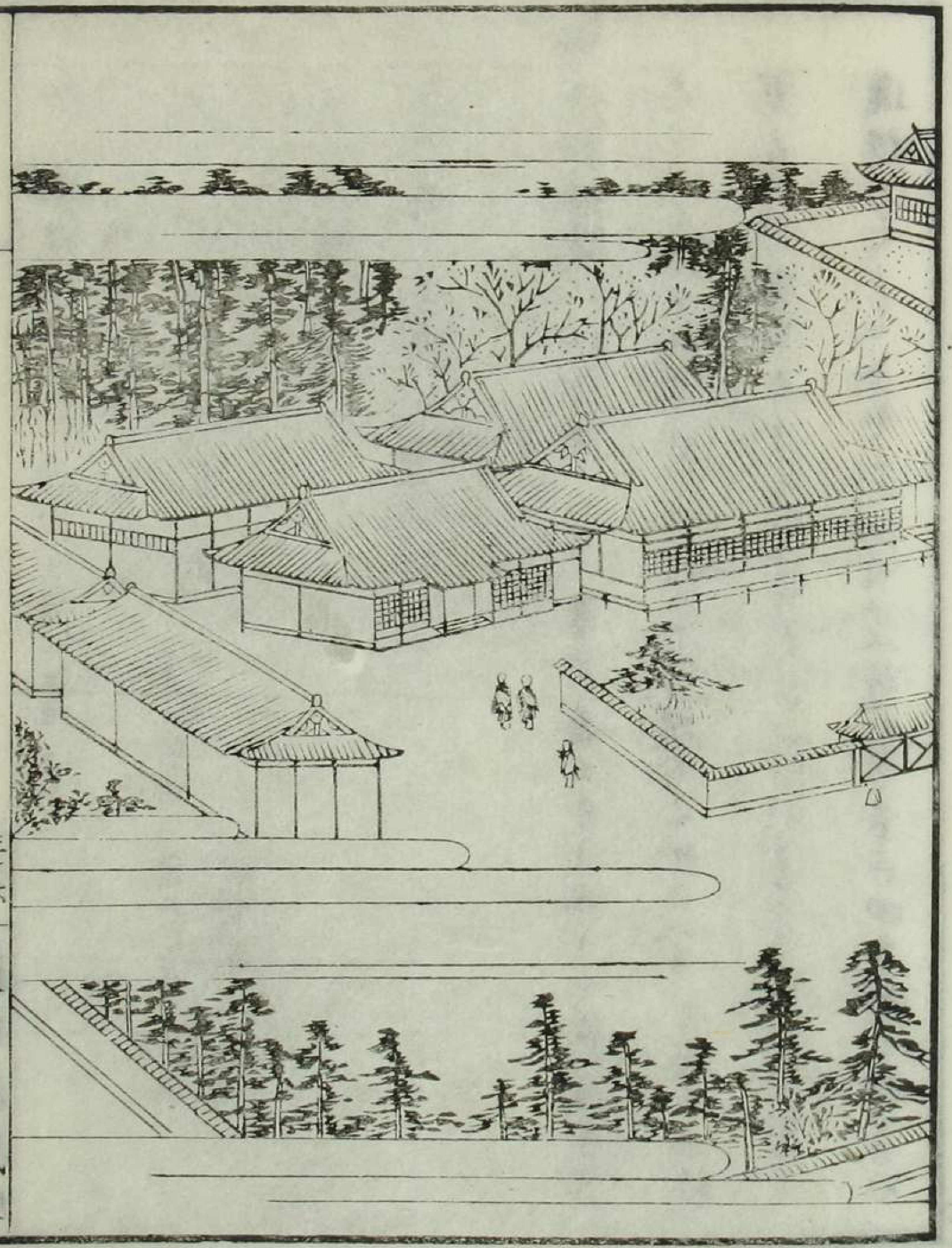

天樹院

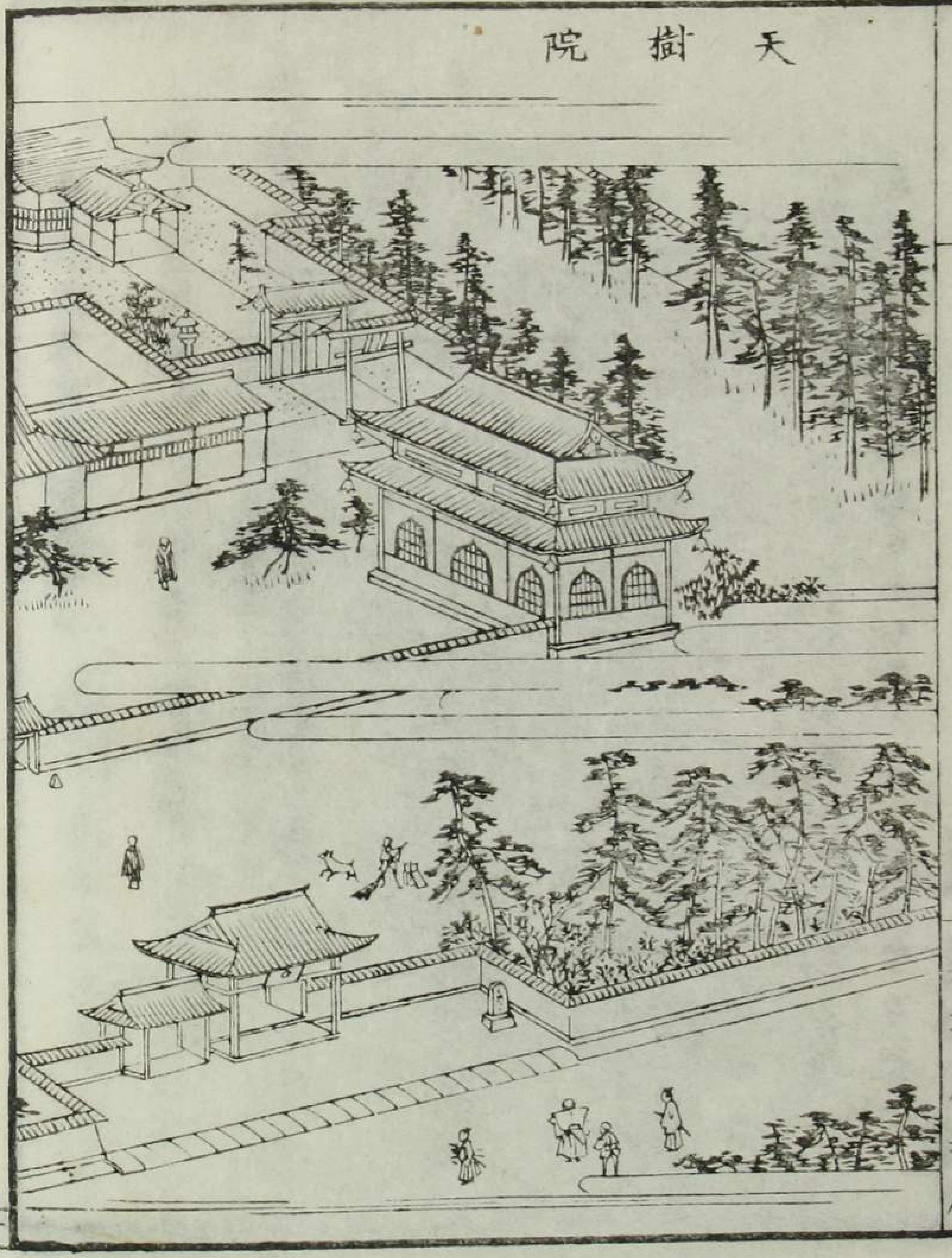

移于當山云く　維時元禄十五年壬午
沙麓山五世宗琳拜書
闔國執政佐世主殿
寺社監護　宍戸八郎右衛門
井原彦右衛門

其他什宝畧之

本門額　沙麓山　開山筆

四本松蓮池　大下馬にあり舊古ハ廣大なる池にて葭葦繁茂なりしか御改地の时過半ハ埋めさせたまひりとぞその後寛永の頃蓮をあまた栽させたまひて近き比までも池のくまにも蓮根見えしと老人の傳へいふ所なりまた四本松と称せるハ

いにしへより四株の松樹ありて枝葉蒼々として廣こりしかしといふ（寛保の年寒威烈しくして大雪五六尺も積り枝折れて今の如くなりしとぞ）古老云四本松ハ鞠のかゝりの松といふ人もありされハ蹴鞠の為に植させ玉ふものならんといひつたへたりし

深野町御馬場　御居城なりさる以前深野露竹といへる町人住居せし舊地なりよりて此号を称す（今魚棚町々人深野何某といへるもの先祖にて町人にハなきよき家なりし長門舍櫃に曰昔当地に漁人五家住居せしとぞそこ朝鮮御陣のとき舟子水手にて藝州より御供して来り当地に住居す後当地を開かせたまひける时濱崎石や町に徙さる今猟人町といへる号をよりて與へられるかのなれバ元来前の産んとぞ）後の松原を西の濱といふ明和二年御馬場となりて御門番

深野街
御馬場

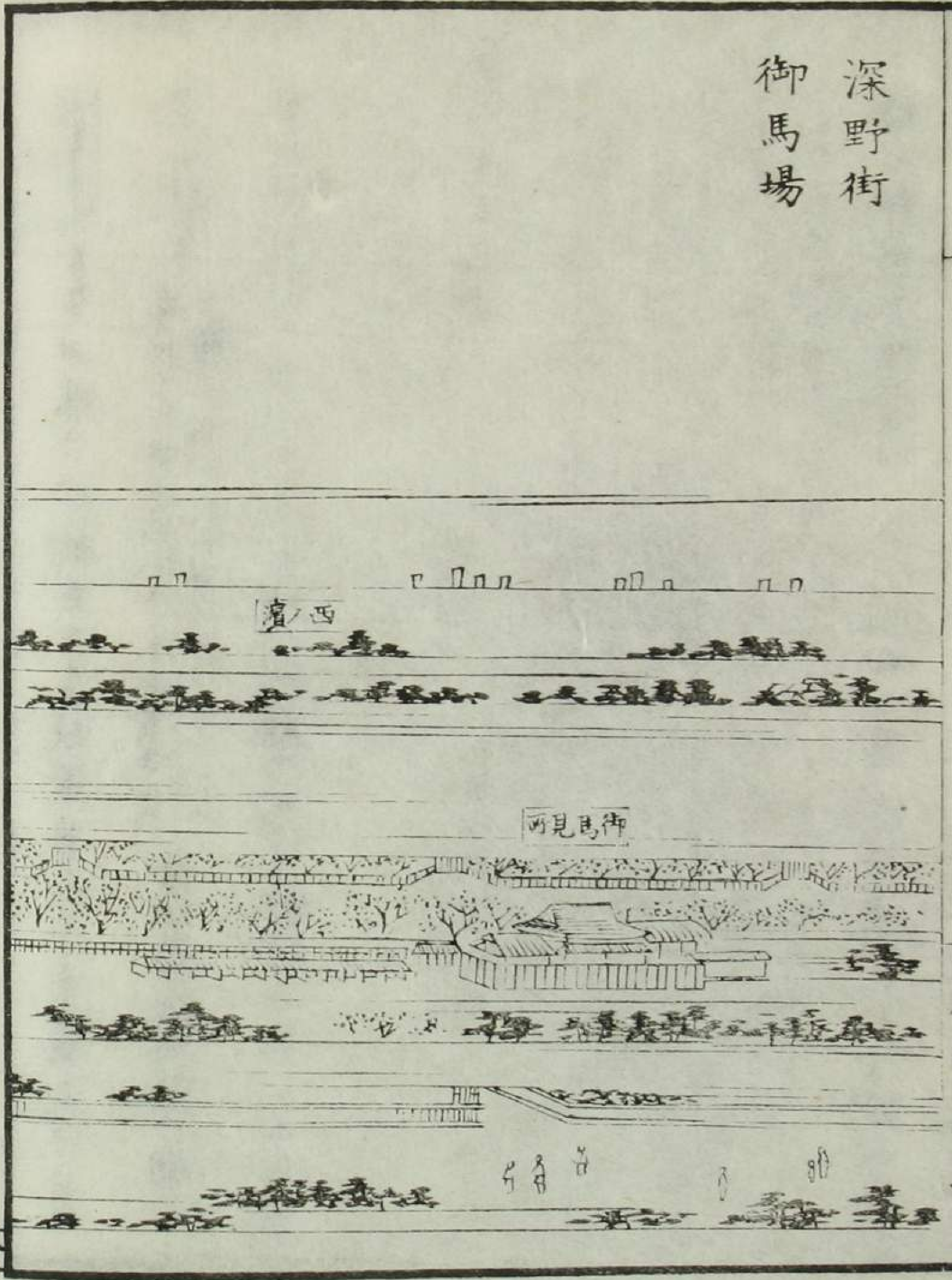

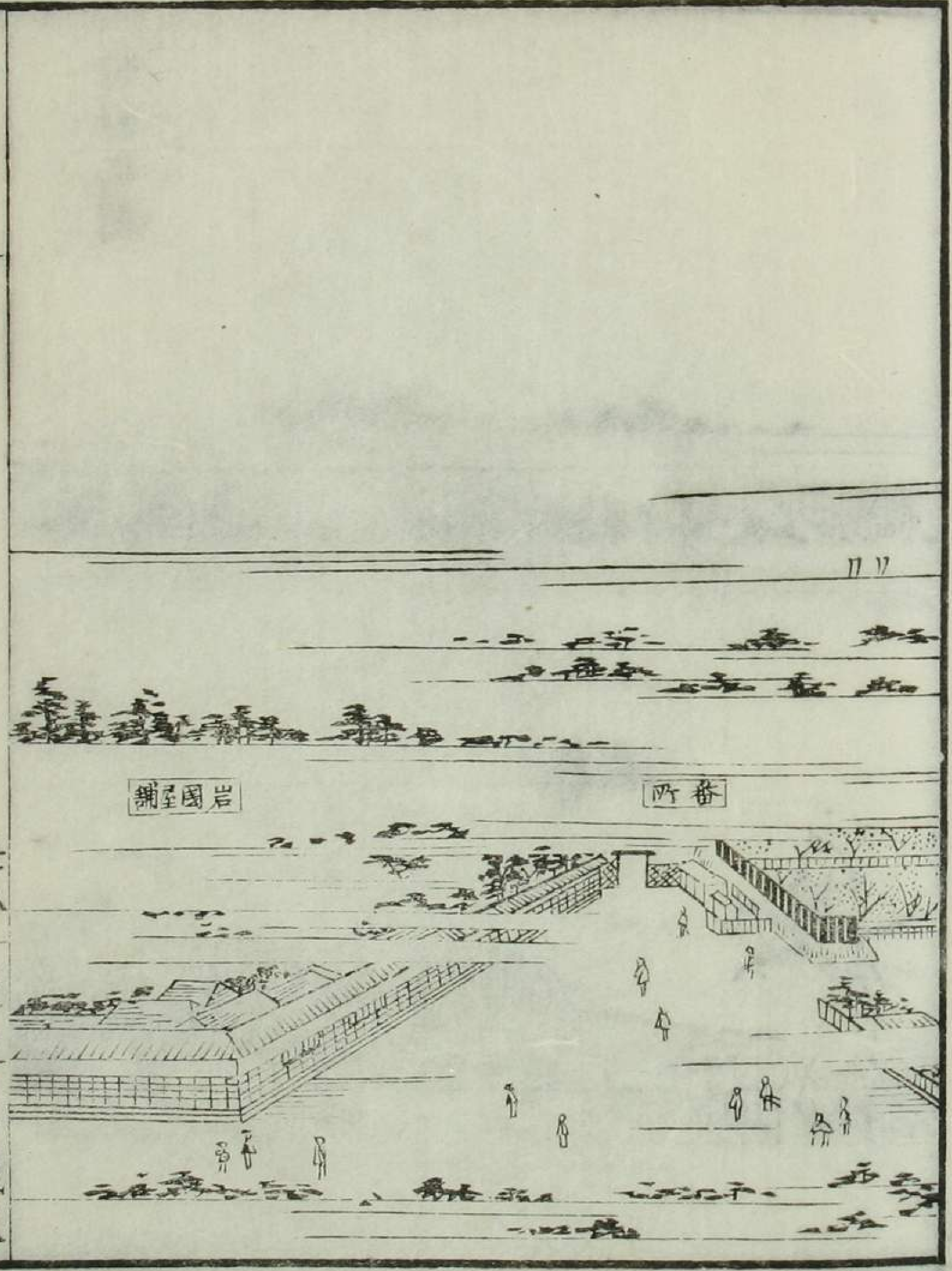

騎射之圖

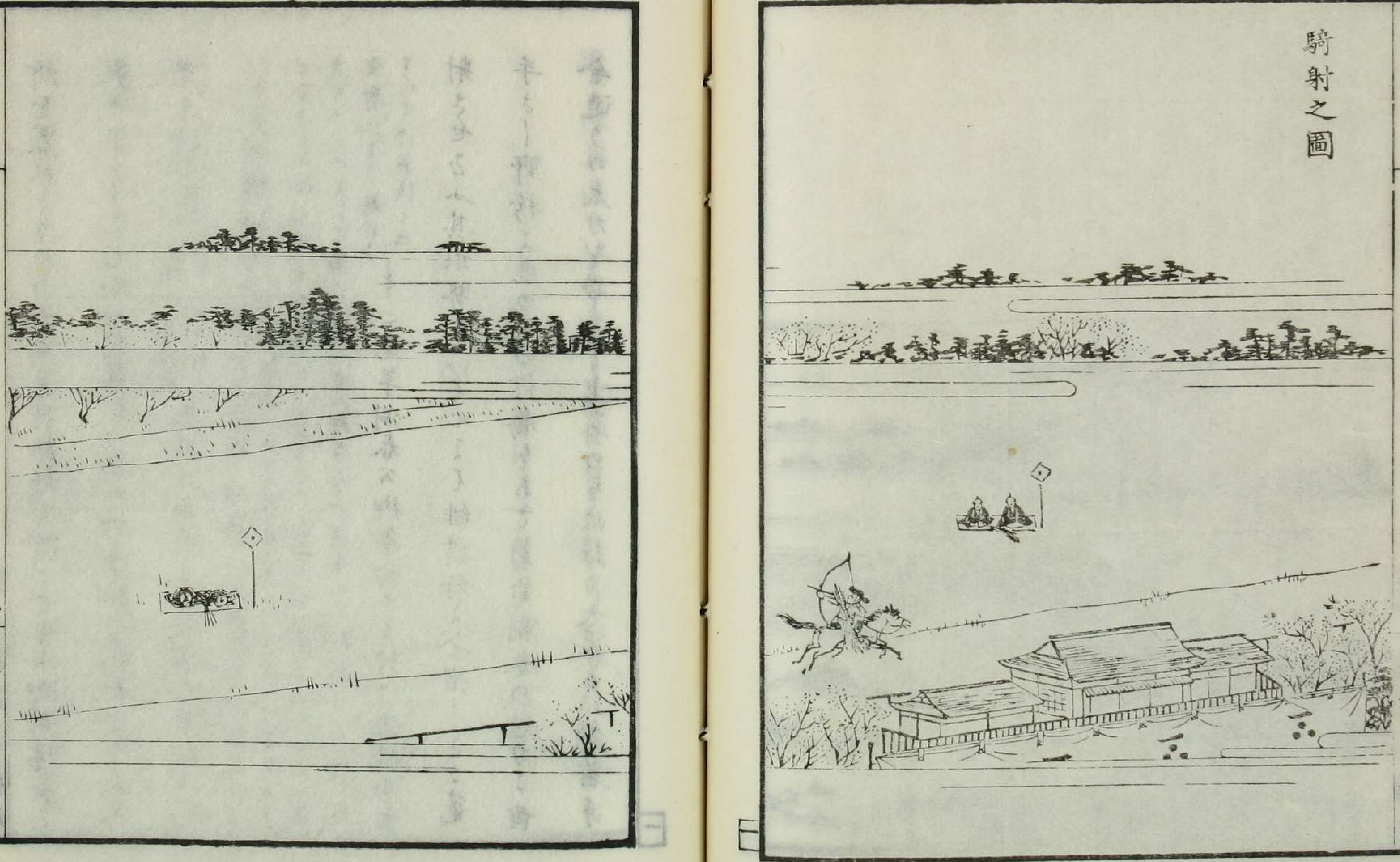

所を置れさりのち御馬見所結好ニ造らせ玉ふ御馬場長さ
數千歩ニして両側の封疆ニハ春の柳櫻秋の荻萩をうゑ又
中ニ埒を結ふ 俗號封示といふなり 春秋の両度ニハ長前の射割とい
ひて式の騎射あり 因ニ云御當家の騎射ハ英雲公の御時絶たるを興し廢れたるを継がせ玉ひて弓馬の古実を開らせ玉ふところ之其後邦憲公の御代江戸小笠原家ニ傳ふる所をも御兼流なさしめ玉ひて藩士ニ傳へ玉ふ即ち今御流儀の御騎射といへるハ九宝暦此より起れり まして御兼流と云
まこと先年洞春公御年間のころ紀り流鏑馬を
射させ玉ふ其形勢をいへんなそ緋精好ニ金摺したる箙
手さし野袴ニ鹿の毛の行縢をあて葡萄鞘巻の短刀ニ黄
金造りの太刀を帯きて重籐の弓を握り太うるに鏑箭手

挾ミ陸奥達のいときめる駒にわまさしかりかけ声ハ萩萩を
ちらし綾藺笠ハ花柳ニ映ずるありさま実ニ太平の武美とい
ひつへし

正一位春日太明神社　堀内大馬場南の詰有地氏の後ニ隣
る萩五社の第一宮ニして市中総鎮守産土神なり太宮司
中麻原氏奉祀す賛辞の神主祠官社人等いと多し

祭神　兒屋根命　武甕槌命
　　　經津主命　姫大神　以上四社

社傳ニ曰當社ハ往古大同年中大和國奈良ニ在す春日の
神社を國守某勧請せし所なり 國守の事ハ夏の部ニ云 初め江向ニ鎮座

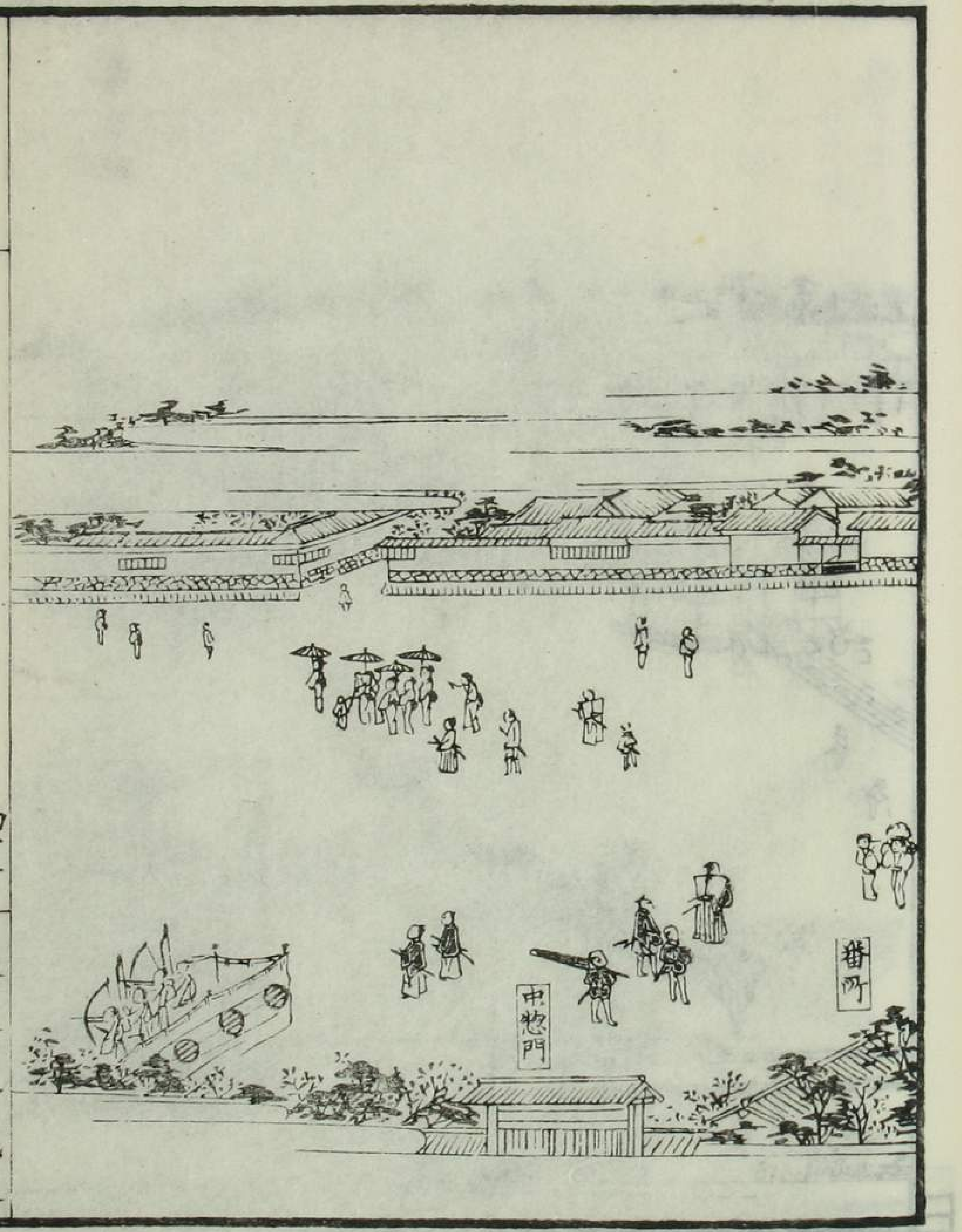

屋藏版

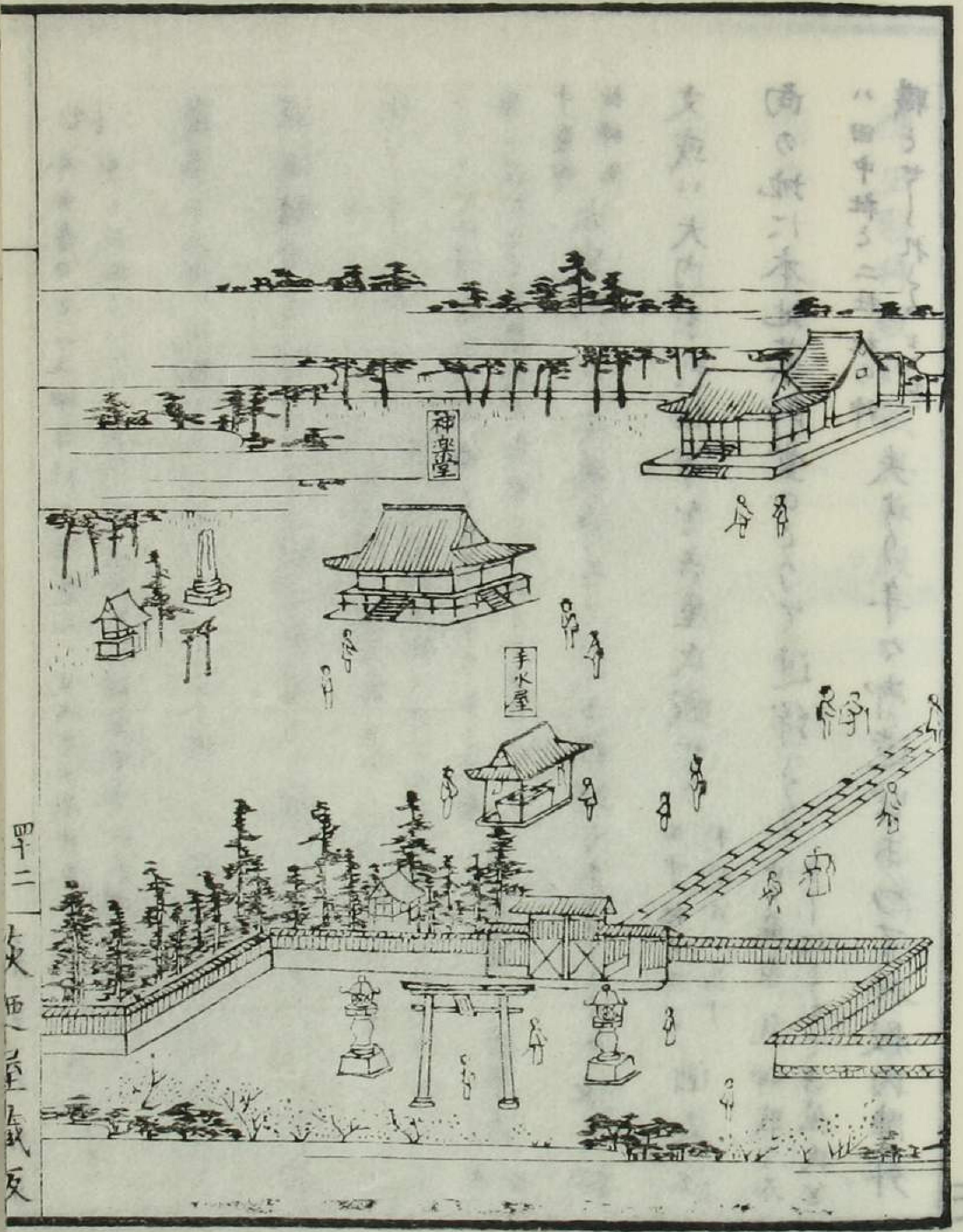
神楽堂
手水屋

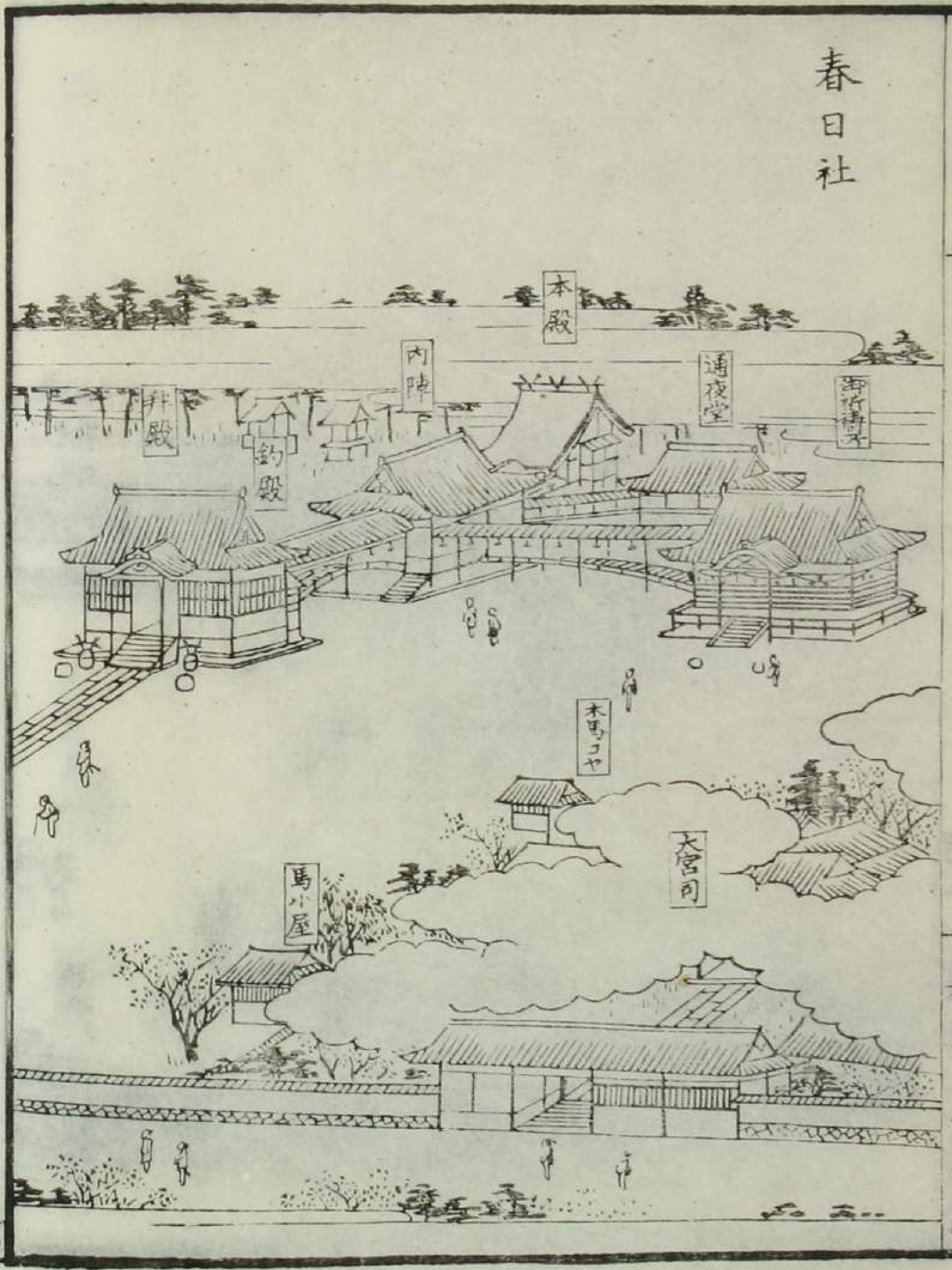
春日社
本殿
内陣
通夜堂
拝殿
釣殿
木馬コヤ
大宮司
馬小屋

れ（今市春日といふ伊与社の地是也　又云下土原井原やしき杜の内をも旧地とよぶ其比ハ神主吉屋氏祠官中津江氏城村氏なり）けて

慶長十二年　天樹公のおぼしめしにて　堀内の地に御遷宮ありて

萩総鎮守と仰がせ給ひ則小南宮内太輔を以て当社の太宮

司とせられたり（小南ハ初め波多野氏なり清光夫人お南の四方とかせし附宮内太輔内附にあて小南といふ名字を賜ハりなりといふ後当社の神職となりしよりまさに中麻原に改むこれ安藝國中麻原より出られしゆゑなり）　其已前ハ　吉屋氏（今田中荒神社神主）　太宮司にて安養寺ありといへる社坊もありしとぞ依て証

文或ハ大内家判物等を吉屋氏蔵せり（田中社の所に判物ハ出す）　猶又江

向の地に本地薬師堂のありて連綿たり（中麻原氏神職にあらざりしによりて吉屋氏とハ田中社と二社社の神職とせられるとぞ）　夫より年々御造営ありて神殿内陣外

陣巫殿拝殿釣殿総拝殿にいたるまで結構を尽されたり

例祭ハ春秋両度にして三月ハ十六日より十八日まで九月ハ五日の夜废より六日の晴の夕に終る尤秋祭ハ御名代奉幣使ありて其式殊に厳格なり先御名代神拝終りて内陣の左に着坐すこぶるありて神輿御幸の御留守代といふものの烏帽子狩衣を着し駕篭にのり鎗傘挾箱を持せて太宮司の宅より参り御名代の向坐に着く夫より湯立神楽等を執行ふ（近比御留守代の事畧式となりて其さるいと残し總角の西に白粉をこくぬり付赤き绡を着し袖を顔に覆ひたるを斉肩し行くやりかさも一つまたをねて持たり神事いと粗畧にてかくあるべきにあらし里諺に白粉をこくぬり付たる女をさして春日のお留守代などといひて笑り）

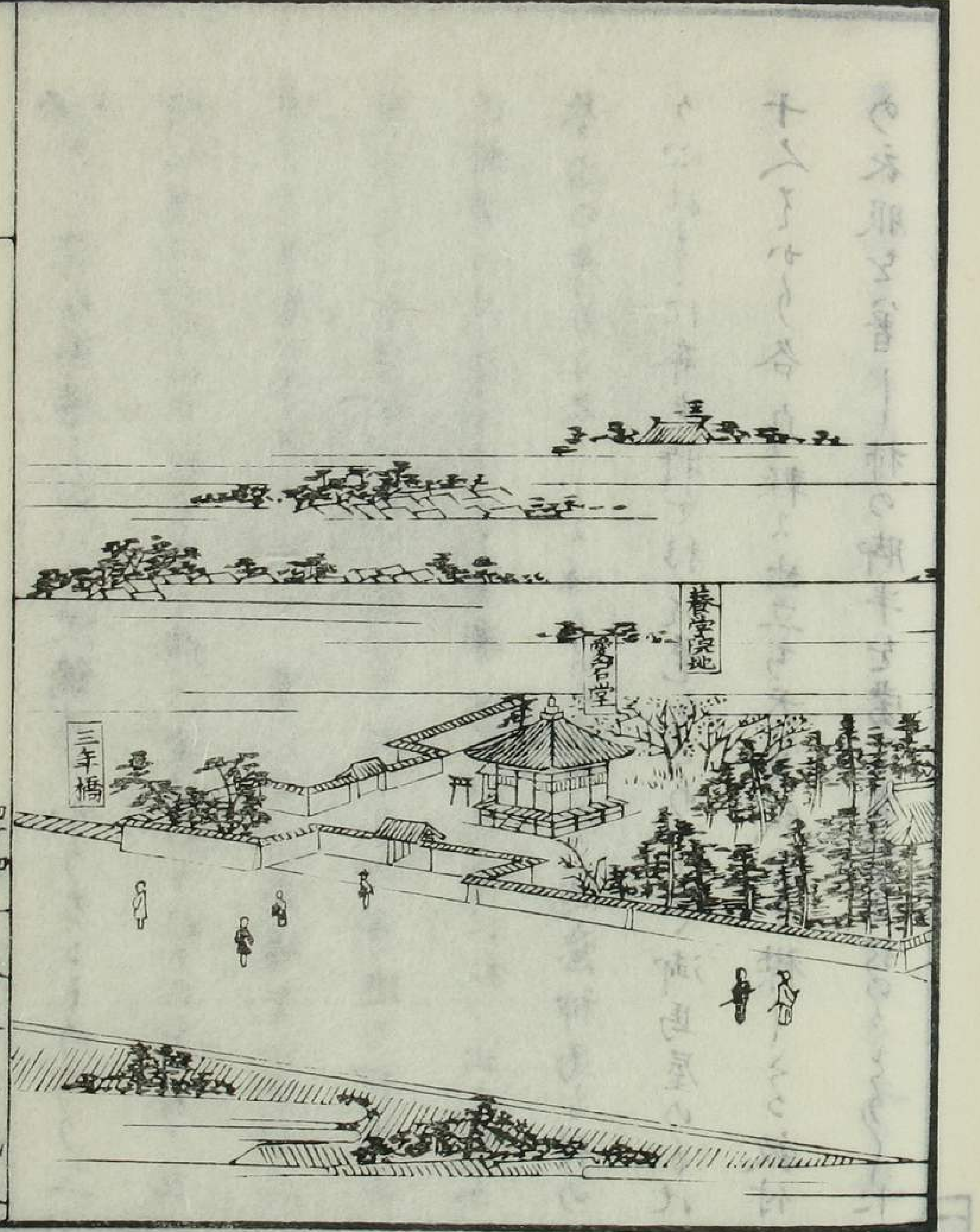

妙悟寺
金剛院

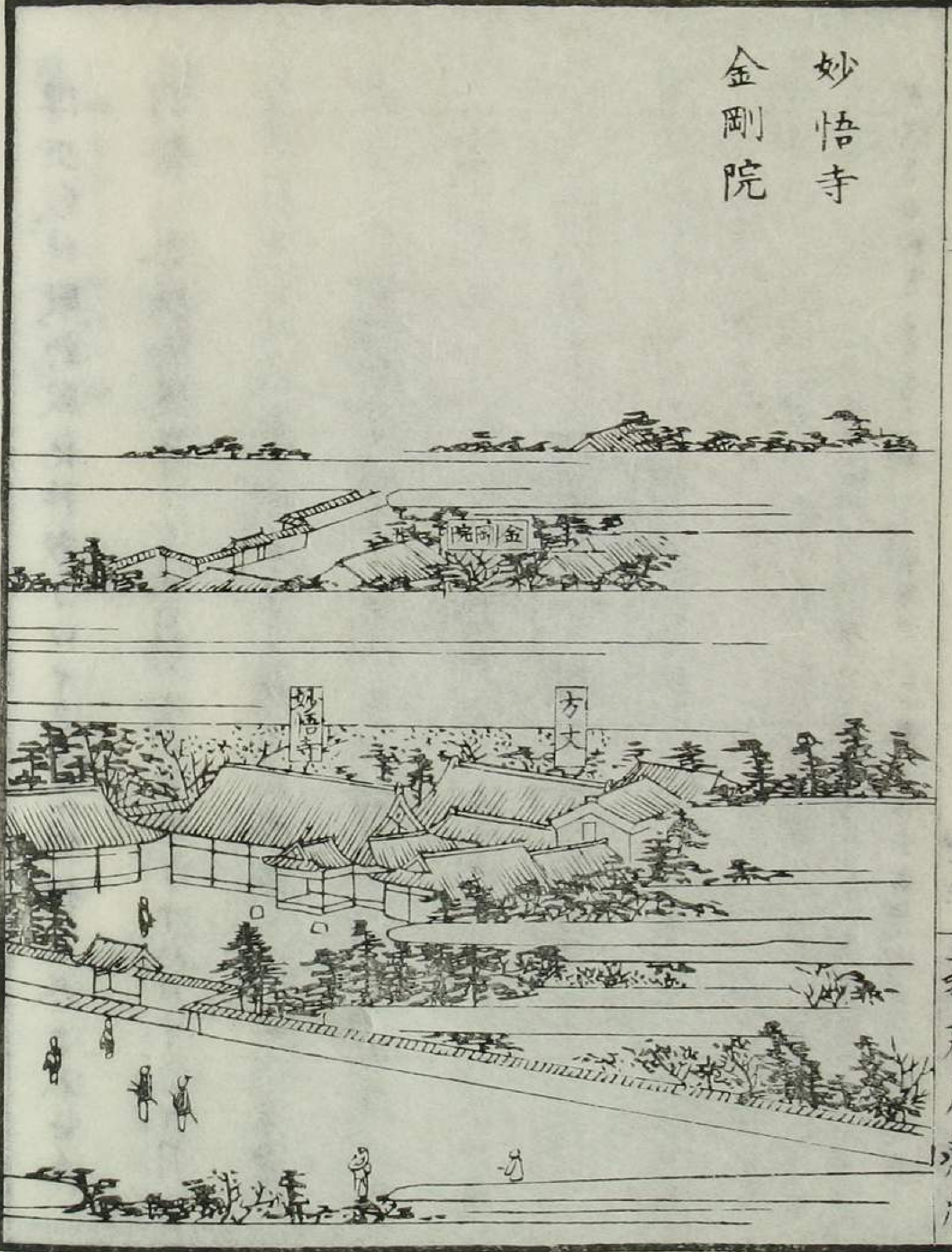

ゑよさて前の馬場において流鏑馬のやうなるものなり三
所に莚の的をかけ射手馬に跨り素袍やうのものを着し左
右に弓矢をとり花を沓り負ひて此馬場を二たひ三
度走らすを流例とせり終りて公より御寄進の神馬二
疋緋紫の厚房かけたるを牽出て此馬場に放つ出るや否
参詣の老若こゑしに喚をなして轟かり随意神馬もれの
か心ままに奔走時を移し是をとめんとて御馬屋のもの
十人ばかり各身軽に出立ち天鵞絨の半襟したる紋付
の衣服を着し柿の脚半を當て青竹を持のかとりしに

携へて両方の馬場末になりたち走馬を止むるを各の規
摸ありとすまこと笑ふに堪たり

御祈禱所 本殿の右にあり

祭神
大宮八幡宮 三王権現 稲荷大明神 神明宮 御貝八幡宮
住吉大明神 加茂社 多賀社 荒神 平野
祇園 厳島 諏訪 山田八幡宮 以上十四座あり此大宮社ハ洞春
公御軍神にて安藝國中麻原にありしを慶長年間当所へ迁し奉りしと
ぞ大宮社宝蔵
具足一領あり

繪馬一枚 地総金箔にして極彩色紅葉に鹿を
画く宝永七年寅八月日画とあり
泰桓公御寄附なり

棟札一枚

奉重造營春日大明神

執権榎本遠江権守藤原就時

防長國守侍従兼大膳大夫従四位下大江朝臣綱廣

神官正六位下行宮内大丞藤原就塋

万治二己亥九月吉祥日

[illegible]

[illegible]

輝元

[illegible]

真如山妙悟寺　同所左に隣る濟家の禪刹にて京師建仁寺に屬し本尊ハ千手觀音にて開山ハ東嶺景暘長老といふ當寺ハ初め周防國日積郷光明山瑞雲寺といひて軒を清美といひ閣を送青とよひ池を双碧と号ける伽藍の遺跡を山口郷柄良村真如寺に遷されしがその後慶長九年天樹公の御再艸創にて當地へ引せられ妙悟寺殿の御位牌所とせられしが天明八年回祿していにしへの傳記等詳

ちかくは後に御判物一巻を存せり後ちからず

開山傳に曰景暘老元亀年間建仁寺春澤和尚の會下に執

拂して輝元公高麗御陣の時御供しかの州にて勲功多かりし

と云

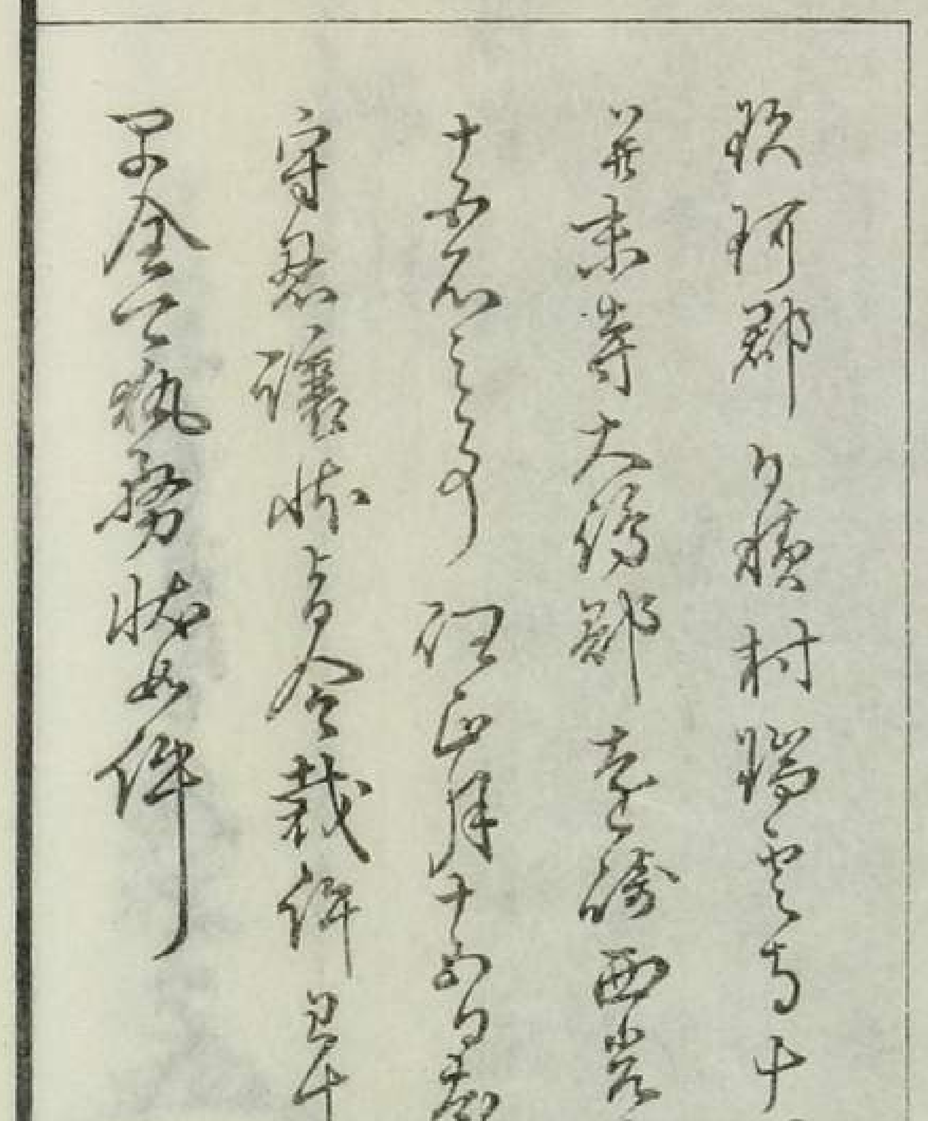

公方家判物

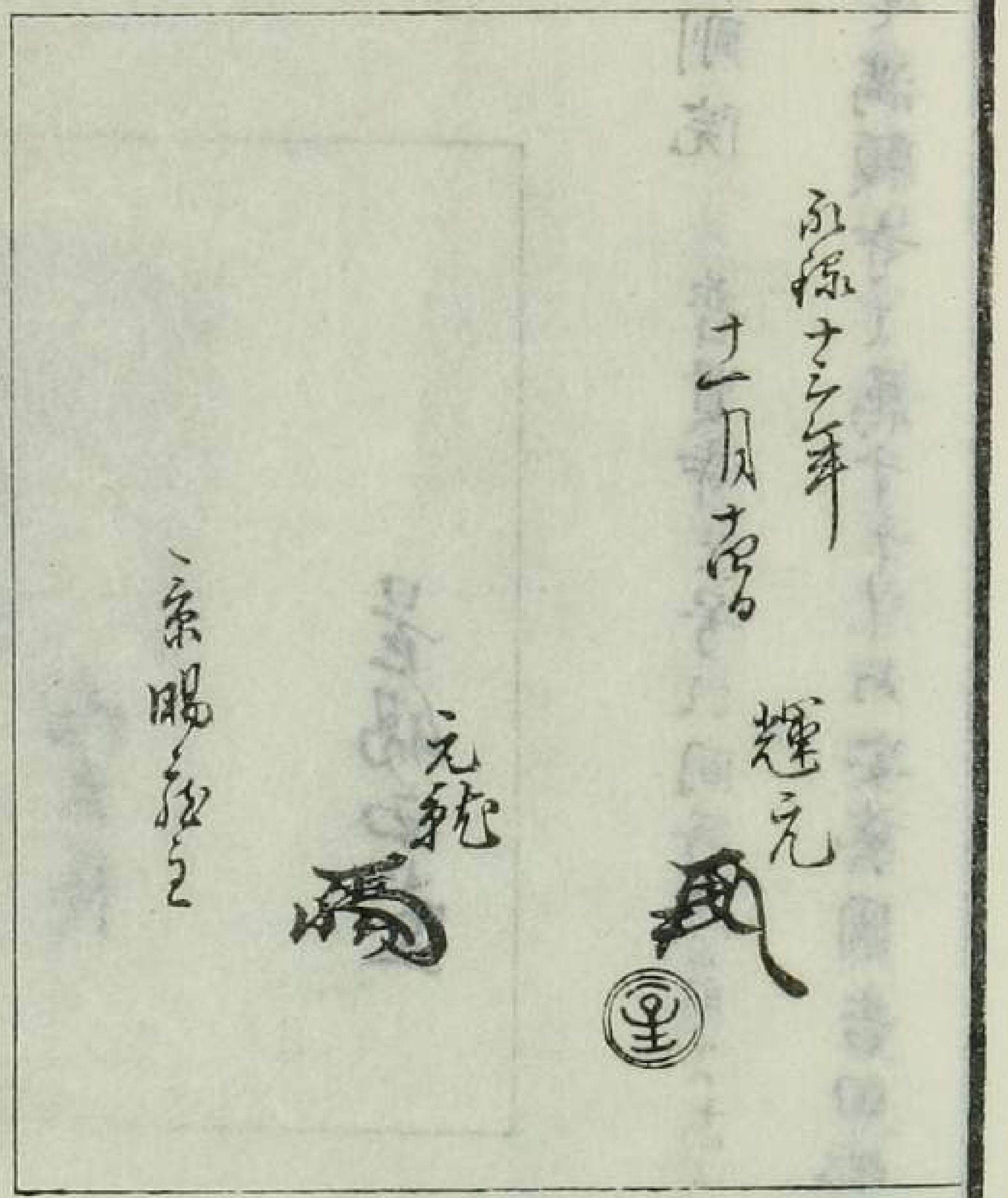

台徳院殿

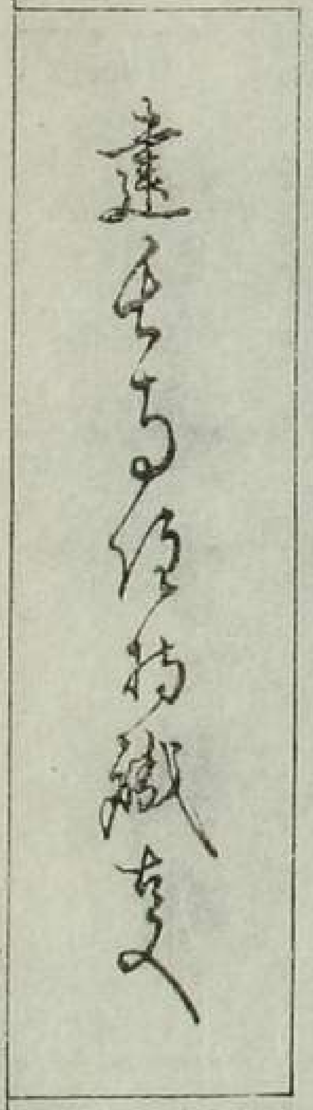

長遠山金剛院　普賢寺と号す同所後角にあり古義の真言宗にして満願寺に属すそしめ安藝國吉田郷の古刹にして

[illegible]
[illegible]
慶[illegible]年[illegible]月吉
[illegible]
昌暘西堂

開山理乗法印中興ハ真源法印といふ慶長の初火災ありて廢失におよひ直ちに當所へ迁して再建せられる所あり本尊十一面観音ハ弘法大師の作たり佛堂本尊正観音ハ銅像にして唐佛といふ勝士に弘法大師の木像を安置す

護摩堂　本堂の左角にあり　本尊普賢を安す

寶庫　金剛壽命經一部軍書虎の巻　一部御判物等数〻を存す

明倫館　平安湖總門より内一丁ばかり左にあり本堂木主を安置す大成至聖文宣王と鐫る　林祭酒鳳岡先生筆　顔子曽子思子孟子の木主ハ四配左右に分列す

明倫館

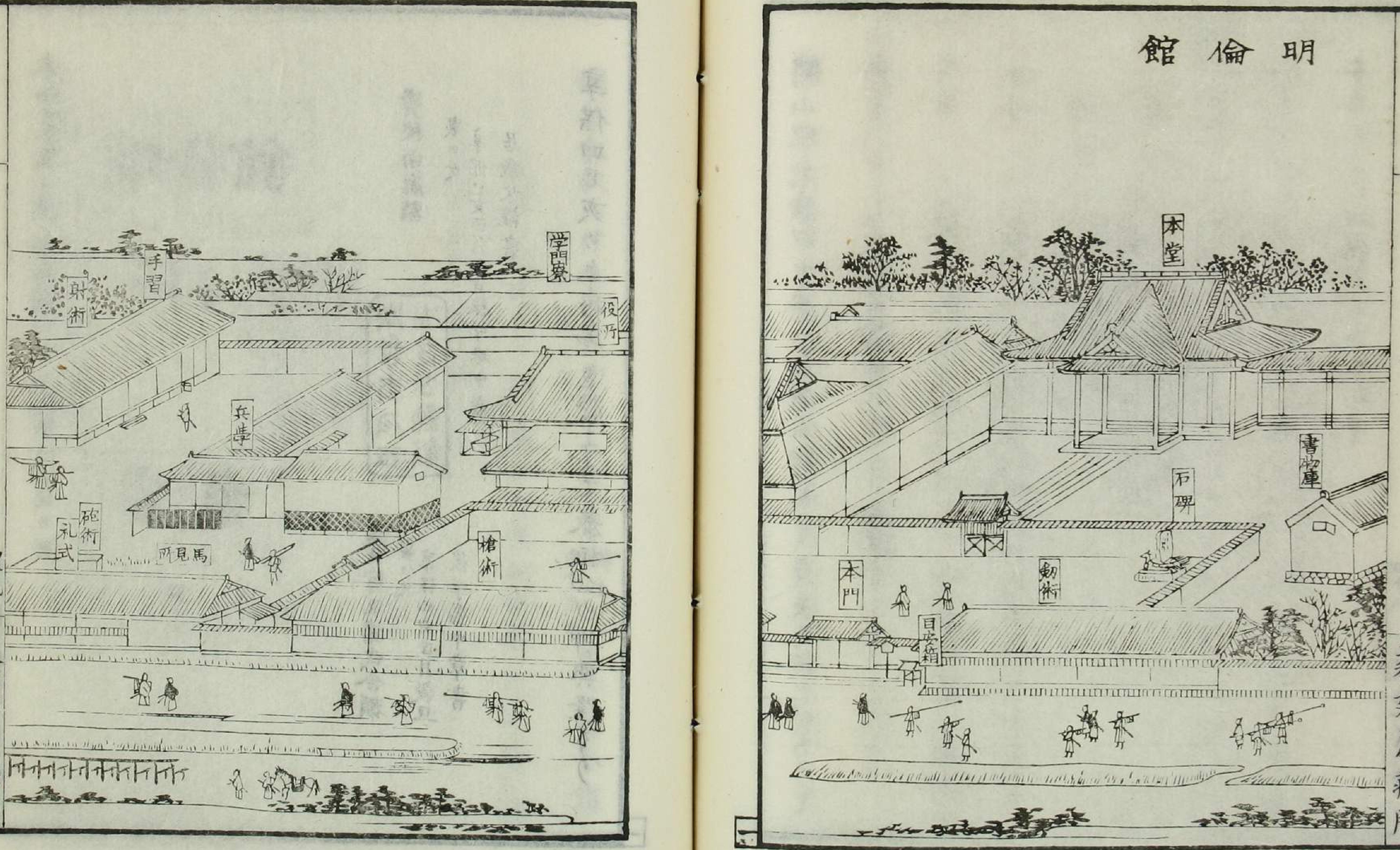

本堂正面ニ掲る扁額

明倫館

艸場居敬の筆

本門ニ掲る所

容衆

同上

黌校南廡額

東の文

享保己亥正月之吉後学場中章

居敬父謹書

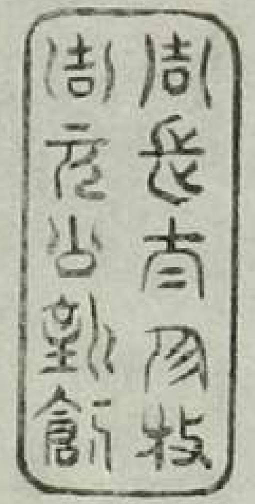

黌館及講武舎額

東の文

享保己亥正月穀旦

後学場中章書

享保四己亥の年の御造営ニして泰桓公の御興隆なり

例年春秋二仲の釈奠ハ上丁の日ニ手 障あれハ中丁の日 君公御参詣ありて献備の式典あり且ハ養老の禮供膳等ありて物を賜ふ差なり其式いと厳重に執行せらるまさ学寮ハ勿論ニして諸の武藝稽古場を建おかれたり

目安箱 本門の前左ニあり 延享三年始まる

書付ニ身分姓名の
ことゝし 名
かき付さし出すへし
年月
年ニ 加改

石碑文 銘ハ周南山縣少助撰 書ハ東洋津田忠助筆

今侯立継修　先侯之政戒有司録庶績申令学宮謹教化其在國也仲春　親
至学宮祭先聖行養老之事遵奉　先侯之道焉而有光矣今年二月上丁臨学
行事乃命学職曰昔者　先侯有善令德貽厥孫謀其寵大矣今而不記後世子
孫何観焉其序次創建嘉績以樹学中臣孝孺謹奉命作文其記曰維享保三年
戊戌　泰桓侯立十一年上奉　公朝之休命下率　先侯之舊章恭倹躬帥修
政慎令旰而食矣於是申令曰嗚呼爾國子弟懋哉勿怠　神祖創業文武造士
載在令中我藩國敢弗承守且昔我　先侯与汝先祖經営是邦貽茲多福仰思
勤勞不遑寧居爾國子弟進德修業答揚先德否而尸居世禄安逸惟恒淫侈放
肆是汝辱而先祖而余亦無告于　先侯之霊礼楽射御敬業時敏　先侯之訓
也懋哉勿怠成德達材以篤亦裨國政就廼廣包廣保廣通宣揚令德將順懿美
率宗族巨室耆老子弟以奉命也今年秋遂命有司典学宮越明年巳亥正月告
成於是二月上丁始祭　先聖四配於学賓耆老観養老之道著為常典世々無
替謹按庠序之設將使斯民納乎軌焉者也是以自古以来有土之者未之或違
光耀史策称頌盛德而世不絶筆也　大東学政載在延喜式目　皇都以及列
州莫不有学焉春秋祀典取法李唐而内外異制尊卑有等其於教化之法欽崇
之意未始不同矣中葉以来國史失官降及戦國喪乱相尋制度陵缺　先王之
太經大法殆乎熄矣當是時也干戈為政庠黌無聞　神祖武成帥諸侯而紀政

輙徵林羅山氏咨詢時務於是儒教蔚興海内嚮風爰逮　憲廟興学宮飭祀典
語見林学士記宗藩三國賀會備土文献迭顕隆比齊魯其佗列侯小國相継而
起往往有河間文翁之称延天以来於斯為美猗歟盛矣哉我國自　洞春公覇
西土也聘高倉菅子講学三原黄門師足利白鷗洲豈浦参議学別府周徹自此
後　嗣侯無不有師儒也先臣之敦詩書者有徒矣上之教也且昔　先世世司
　皇朝文命以輔斯民也功烈藏在　天府宜永世蕃昌保譽命以禋祀于大國
也孝孺承之儒曹與佐々木雅真議之政府規度学宮注記祭儀申詳功令宮成
名曰明倫館取諸孟子之言北為　先聖廟講堂居中左經籍之庫右為厨厨之
西為齋舎稟生員内門外環以列樹講武東為剣西為槍射圃在其西旁圃為講
武經習曲礼教天文数学之榭射圃南童生学書之舎大門外壮士習射之埒九
子弟當業而肄者莫不備設内衛師二員統領学事詩云迨天之未陰雨徹彼桑
上綢繆牖戸君子若欲綢繆國家宜莫若学豈弟君子民之父母傳曰学殖也
不学將落教之不落其為父母也大矣畏天之威于時保之由是以寧厥祖由是
以述其職恭敬之至也所謂君子有穀詒孫子子胥樂兮者　先君之謂也靡有
不孝自求伊祐者　今侯之謂也謹記盛事且録贊事有司姓名以垂後昆云

元文六年辛酉春

館祭酒山縣孝孺少助謹撰

明倫舘落成祭先生告文

維享保四年歳次己亥二月丁卯朔越十九日壬戌長門國大江朝臣吉元恭告大成至聖文宣王神位伏維夫子德體上聖道大成彝倫之宗師礼樂之教主父子以定君臣有維是以舟車所至莫不尊崇日月所照莫不親戴吉元小子上蒙　公上之恩下荷祖宗之慶叨以寡昧襲封一方國并二州民兼四等小子不德豈以當貴自居安逸為樂深恐責任之甚重而付託之難當而已若使其老幼孤寡綏撫不給苦而不樂憂而不歡祖宗之託無以荅焉子弟臣從才德無良内無以奉王事飭政治外無以備守禦固封疆　公上之責莫之塞也是以朝夕懍懍不敢寧居唯德可以化下唯仁可以安人小子不德不能償万分之一深以為慚爰謀臣相相攸城南新興學舎旁置習武之場以教子弟庶幾人或有自覺成德達材裨余責任以分付託之重夫述職于上垂統于後凡臨治為教之道不本諸夫子而何適況余先世經術専門擅美列朝誦鄒魯之言被諸我　大東哉於是建夫子之廟宅夫子之神配以四公以欽教化之表弘師資之德前年秋八月命工僝功踰年告成土木構締髹漆揚彩恭涓令辰會耆老諸臣奉安神主祇嚴祀事式申虔告聖神在天道無内外庶幾降格永垂鑒臨

八江萩名所圖画巻之一終